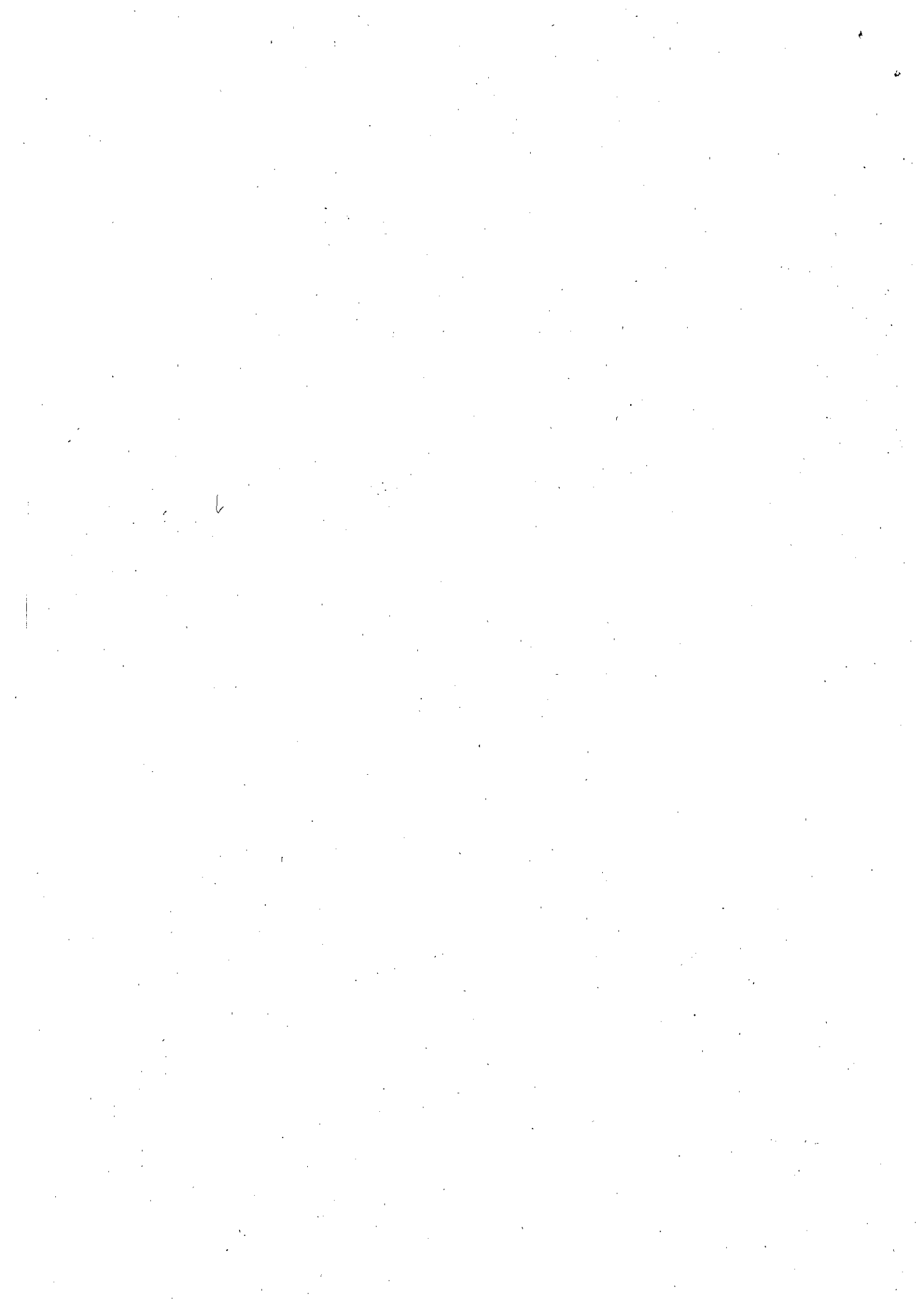


所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 長崎市バリアフリーマスタープランの策定及び 長崎市バリアフリー基本構想の改訂について . . . . .	1～9
2 長崎市駐車場事業特別会計における経営戦略の策定について . . . . . ※ 別冊あり	10～26
3 訴訟の現況について . . . . .	27～32





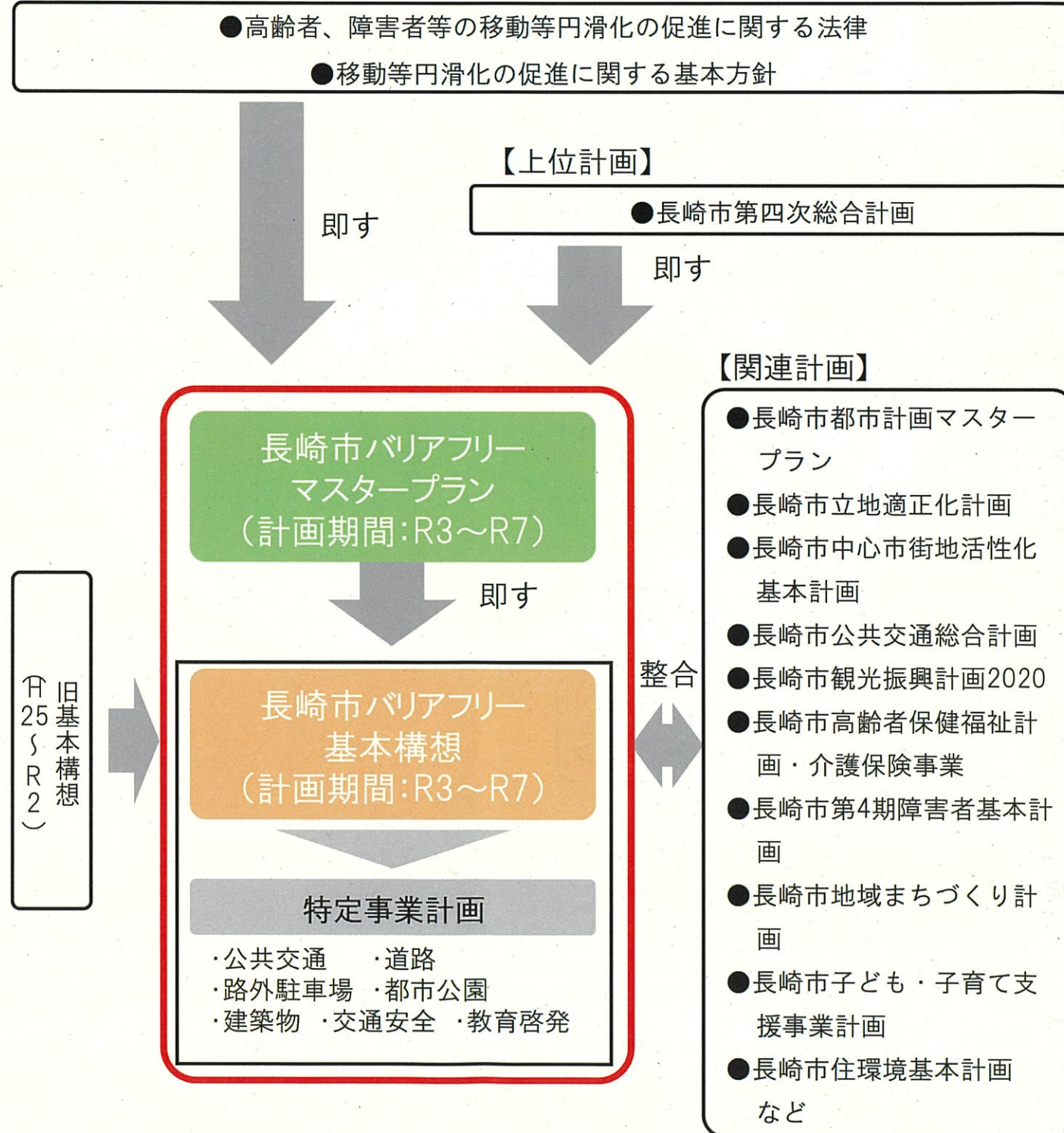
# 1 長崎市バリアフリーマスタープランの策定及びバリアフリー基本構想の改訂について

## 1. 「バリアフリーマスタープラン」と「バリアフリー基本構想」の目的と位置付け

### (1) 目的

長崎市においては、バリアフリー法に基づき「長崎市バリアフリー基本構想(平成26年2月)」を定め、関係機関とともにハード面・ソフト面におけるバリアフリー化を推進しているが、現基本構想の目標年次が令和2年度となっており、また、平成30年11月に改正バリアフリー法が施行され、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度が創設されたこと等を受け、周辺環境や制度の変化に合わせて基本構想を改訂するとともに、長崎市バリアフリーマスタープランを策定する。

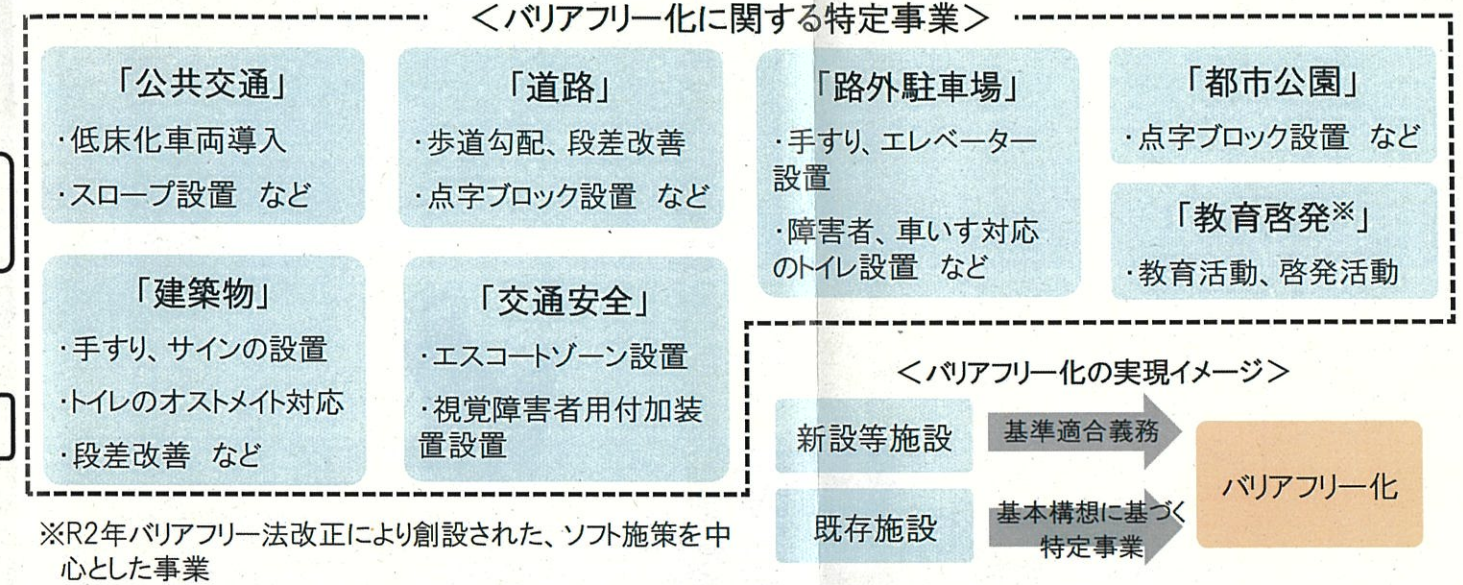
### (2) 位置付け



## 2. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー化事業を実施することが特に必要と認められる地区(重点整備地区)を定め、主に地区内の既存施設等を対象とした、バリアフリー化の事業計画のこと。

本構想には、以下に示す特定事業を位置づけており、これらは計画に沿った実施義務が課せられることから、重点的・計画的にバリアフリー化を推進することができる。



## 3. バリアフリーマスタープランとは

### (1) マスタープラン制度創設の経緯

- ①特定事業の調整が難航すること等から、全国的に基本構想作成率が低い(約2割)
- ②東京オリパラ開催を契機とし、バリアフリー化の一層の推進が必要

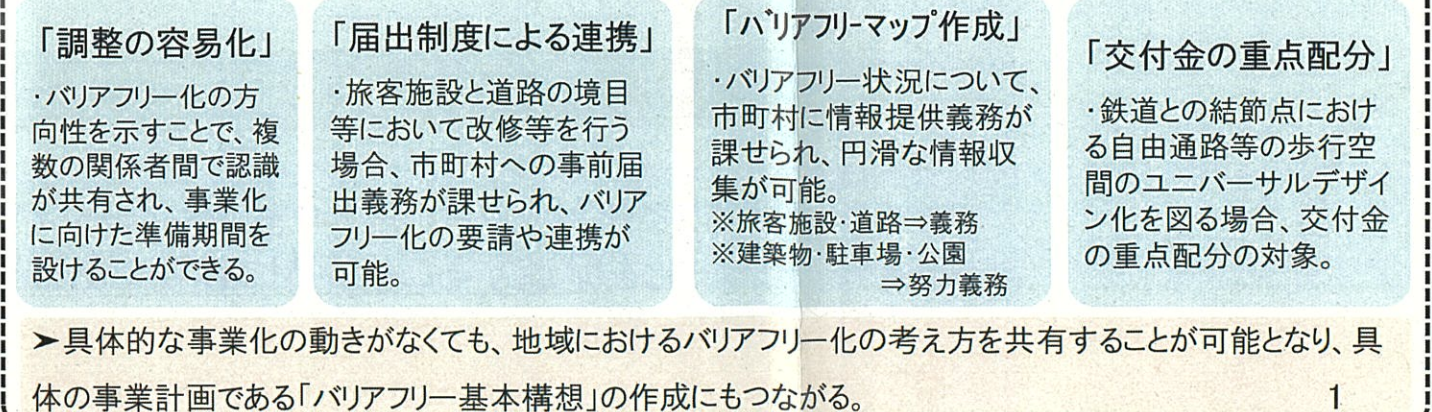
平成30年5月法改正

バリアフリーマスタープラン制度創設

### (2) バリアフリーマスタープランとは

バリアフリー化を促進することが特に必要であると認められる地区(移動等円滑化促進地区)を定め、主に地区内のバリアフリー化を促進するため、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の考え方を示すもの。

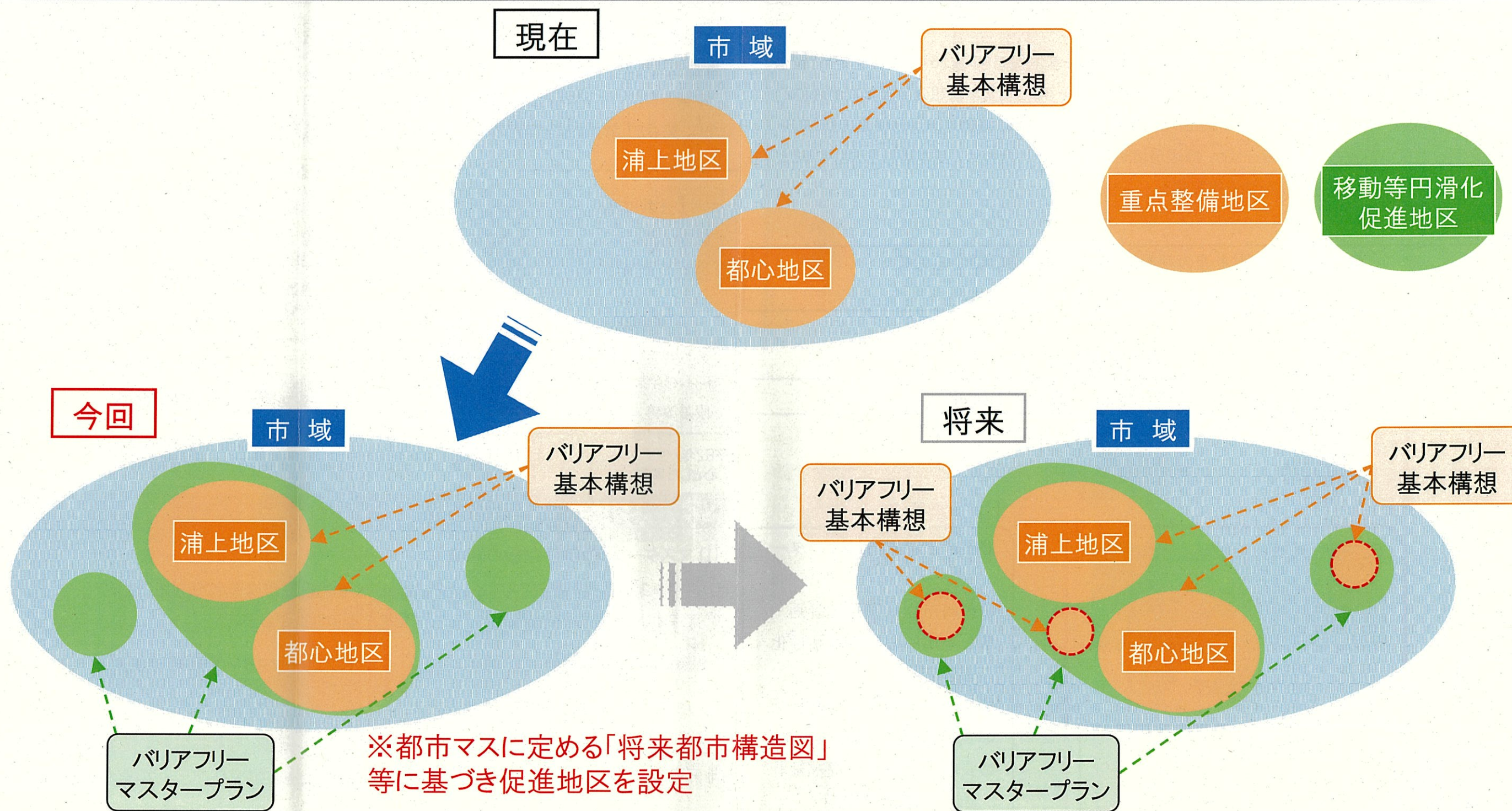
### ＜マスタープランを策定することの主な効果＞





# 長崎市バリアフリーマスタープランの策定及びバリアフリー基本構想の改訂について

## 4. 「バリアフリーマスタープラン」と「バリアフリー基本構想」の対象地区(イメージ)



地区	移動等円滑化促進地区	重点整備地区
概要	法第2条第20の2号の要件に該当する地区で、バリアフリー化を <u>促進することが特に必要であると認められる地区</u>	法第2条第21号の要件に該当する地区で、バリアフリー化のための <u>事業が実施されることが特に必要であると認められる地区</u>



# バリアフリーに関する現況整理

## 1. 関係団体等の主な意見

●移動等円滑化推進協議会(令和元年11月20日、令和2年3月19日)

### 「ソフト施策」

- ・物理的なバリアフリーに目が行きがち。ソフト面においてもバリアフリー化を進めることが大事で、そのためには情報発信が非常に重要。
- ・ソフト面については、より具体的な施策として盛り込まなければイメージが湧かない。

### 「その他」

- ・子供用トイレが女子トイレに併設されており、イクメンが増える中で娘をトイレに連れていけない。多機能トイレに設置すべき。

●障害者・高齢者団体(令和2年2月13日)

### 「公共交通機関」

- ・低床化車両を増やして欲しい。・宝町電停について、平面化して欲しい。

### 「歩道」

- ・点字ブロックについて、目立つ色にして欲しい。また、可能な限り設置して欲しい。
- ・歩車道ブロックの段差が高く、車椅子で通行しにくい。・ちょっとした段差でつまづいてしまう。
- ・側溝のグレーチングの溝が広く白杖がひっかかる。また滑りやすい。
- ・電柱、街路灯、標識など路上設置物が多く、無秩序に配置されているため通行しにくい。
- ・石畳(レンガ)舗装は凸凹し歩きづらく、アスファルト舗装された場所を選んで歩く。・幅員が狭い。

### 「横断歩道」

- ・エスコートゾーンと歩道の点字ブロックが不連続になっている箇所がある。

### 「建築物等」

- ・施設のサインマークが統一されていない。・観光施設の看板を分かりやすくして欲しい。
- ・スロープが急こう配で自力で車椅子を利用することが考えられていない。

### 「心のバリアフリー」

- ・歩道上に荷物、看板が置いてあり通行しにくい。・困っているときに気軽に声をかけて欲しい。
- ・点字ブロック上で立ち止まったり、駐車をしないで欲しい。・バス・電車の席を譲るアナウンスをして欲しい。
- ・車椅子用駐車枠に一般車が駐車している。・バス・電車の行先案内をしっかりとって欲しい。

### 「その他」

- ・バリアフリー整備で改善された箇所の情報を伝えて欲しい。・バリアフリー化された施設を選んでいく。
- ・観光施設の案内ムービーに字幕を入れて欲しい。・公共交通機関の乗換が必要な施設は利用しない。

●市政モニターアンケート(調査期間:令和元年5月30日～令和元年6月13日)

### 「ハード施策」

- ・バリアフリー化により便利になると期待される施設上位は、「医療・福祉施設」と「歩道・横断歩道」。
- ・一方、バリアフリー化が最も進んでいないと感じる施設は「歩道」。
- ・また、移動が困難と感じるのは、「路面が傷んでいるとき(凹凸が多いなど)」や「急こう配の坂道を通るとき」、「歩道が狭い、歩道がないとき」が多い。

### 「心のバリアフリー」

- ・「心のバリアフリー」という言葉を「知らない・あまり知らない人」の割合は約6割と半数以上。

### 「その他」

- ・「バリアフリー基本構想」の存在を「知らない・あまり知らない人」の割合は9割超と、ほとんど知られていない。

## 2. バリアフリーに関する現況整理

市の動向や関係団体等からの意見を踏まえ、本市のバリアフリー化の現況を整理。

### (1)市の動向

#### 人口減少・少子高齢化社会の進展

- ・立地適正化計画による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取り組み

#### 100年に一度のまちづくり

- ・都心部を中心に大型事業や公共施設の建て替えが進行

#### 観光客の増加

- ・訪日外国人を含めた観光客の増加

### (2)移動等円滑化推進協議会

#### ソフト施策の充実

- ・ソフト面について、具体的な施策として盛り込む必要

#### バリアフリーに関する知識

- ・バリアフリー事業実施者の知識に関する課題

### (3)高齢者、障害者団体

#### 公共交通機関のバリアフリー化等

- ・低床化車両の更なる導入
- ・立体横断の平面化
- ・乗り換えが必要な施設は利用しない

#### 建築物のバリアフリー化

- ・スロープが急こう配
- ・看板の分かりにくさ、サインが統一できていない

#### 歩道のバリアフリー化

- ・点字ブロックの色
- ・歩車道ブロックやマンホールの段差
- ・石畳(レンガ)舗装の凸凹の歩きにくさ
- ・側溝のグレーチングの溝の広さ、滑りやすさ
- ・路上設置物の多さなど

#### 心のバリアフリー

- ・歩道上への荷物や置き看板の設置
- ・点字ブロック上での立ち止まりや駐車
- ・困っているときの声かけ
- ・バス・電車のアナウンス
- ・車椅子駐車枠に一般車が駐車

#### バリアフリー情報の発信

- ・バリアフリー箇所の積極的な情報発信
- ・バリアフリーされた施設を選んで行く

### (4)市政モニターアンケート(利用者・市民視点からの問題点)

#### 歩道のバリアフリー化

- ・歩道のバリアフリー化が進んでいないと感じる市民が多い

#### 心のバリアフリーの認知度

- ・「心のバリアフリー」という言葉を知らない市民が多い

#### バリアフリー基本構想の認知度

- ・本基本構想の存在自体を知らない市民が多い

### (5)その他

#### 特定事業の着実な実施

- ・特定事業の着実な実施が図られていない



【旧】基本理念、基本方針

■基本理念

規定なし

■基本方針

●重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ① 誰もが利用しやすい旅客施設の整備  
誰もが安心して利用しやすい旅客施設の整備を図ります。
- ② 安心して利用できる歩行空間の確保  
誰もが安心して利用できる歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進を図ります。
- ③ 公共交通車両のバリアフリー化  
バス車両、路面電車車両及びタクシー車両のバリアフリー化の推進を図ります。
- ④ “坂の街”“観光都市”の特性を踏まえたバリアフリー化  
地形的制約により、バリアフリー歩行空間の確保が困難な箇所があるため、主要な経路のバリアフリー化を重点的に推進します。  
また、歴史遺産等の資源や景観面に配慮し、ハード面に対応困難な場合はソフト面の充実を図るなど、誰もが安心して観光できるようなバリアフリー化の推進を図ります。
- ⑤ バリアフリー情報の充実  
移動等に関する情報提供の充実を図るとともに、情報を用意に入手できる環境整備の推進を図ります。

●段階的・継続的なバリアフリー化と心のバリアフリー化の推進

- ⑥ 協働による段階的・継続的なバリアフリー化の推進  
段階的・継続的な取り組みによるスパイラルアップを行いながら、バリアフリー化の推進を図ります。
- ⑦ みんなが支え合い、つながる心のバリアフリーの推進  
福祉教育の充実、啓発・広報活動など意識啓発に取組み、心のバリアフリーの推進を図ります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

■基本理念

・高齢者、障害者等にとって日常・社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念など一切のものの除去。  
・全ての国民が年齢、障害の有無などによって分け隔てられることなく共生する社会の実現

■移動等円滑化の意義

以下の社会実現に大きな意義を持つ。  
・高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会  
・共生社会・ユニバーサル社会・一億総活躍社会

■地方公共団体の責務

国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。

全国におけるバリアフリーを取り巻く状況

■ H30、R2バリアフリー法改正▶マスタープラン制度による更なるバリアフリー化推進、心のバリアフリーの推進強化

■東京オリンピックパラリンピック開催

■訪日外国人観光客の増加

■ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の公布・施行

■人口減少・少子高齢化社会を背景とした立地適正化計画制度創設▶コンパクト・プラス・ネットワーク推進

長崎市のバリアフリーに関する現況整理

■市の動向

・人口減少・少子高齢化社会の進展  
・100年に一度のまちづくり・観光客の増加

■ハード分野に関すること

・高齢者、障害者団体から、特に歩道のバリアフリー化に関する意見が多く、また、市政モニターアンケートの結果から、歩道のバリアフリー化が進んでいないと感じる市民が多い  
・特定事業の着実な実施が図られていない

■ソフト分野に関すること

・ソフト施策の充実と具体的施策の盛り込み不足  
・心のバリアフリーを求める意見が多く、また、市民に認知されていない

長崎市のバリアフリーに関する課題

- 課題① 「まちづくりの方向性を踏まえたバリアフリー化の推進」
- 課題② 「歩道のバリアフリー化の推進」
- 課題③ 「心のバリアフリーの認知と取組みの強化」
- 課題④ 「ソフト施策の取組み強化」
- 課題⑤ 「バリアフリー事業の着実な実施」

【新】基本理念、基本方針(案)

■基本理念

【長崎市が目指すバリアフリー化の姿】  
住む人も訪れる人も、だれもが安全・安心・快適にすごせるまち

■基本方針1

- ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化の推進  
・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、各種施設等の整備を推進します。  
・特に、多くの市民や観光客などの来訪者が利用する様々な施設や観光地などのバリアフリー化と、これらをつなぐ歩行空間のバリアフリー化については、まちづくりの方向性との整合を図りながら重点的・一体的に推進します。  
・既にバリアフリー化が図られた箇所においても、利用者の意見を聞きながら、定期的な修繕・改良に努めます。

■基本方針2

- 公共交通のバリアフリー化の推進  
・多くの市民や観光客の移動を支える路線バスや路面電車、タクシーなどの公共交通車両のバリアフリー化を推進します。  
・主要な旅客施設においては、交通結節点としての機能を強化し、円滑に乗り継ぎができる環境を整えます。

■基本方針3

- みんなが支え合い、つながる心のバリアフリーの推進  
・市民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めるため、啓発・広報活動などの取組みを推進します。  
・手助けや声かけなど具体的な行動につなげていくため、幅広い教育活動などの取組みを推進します。  
・長崎を訪れる多様な人々を含め、だれもが不自由なくすごせるように市民や事業者などと協働して心のバリアフリーを推進します。

■基本方針4

- バリアフリー情報の充実と発信  
・バリアフリーに関する情報の充実を図るとともに、どこでも、だれでも、自由に、必要な情報を受け取ることができる環境を整え、情報発信を行います。

■基本方針5

- 連携と協働による段階的・継続的なバリアフリー化の推進  
・バリアフリー化は、関係機関が多岐にわたり、また、費用や整備内容の面でも短期間で完了することが難しい場合もあることから、関係機関が連携・協働し、段階的・継続的な取組みによるスパイラルアップを行いながら、バリアフリー化を推進します。  
・バリアフリー化事業を着実に実施していくため、移動等円滑化推進協議会などによる定期的な進行管理や検証を行うとともに、必要に応じて見直しや新たな取組みを行います。



# 移動等円滑化促進地区(バリアフリーマスタープラン)

## 1. 「移動等円滑化促進地区」の設定の考え方

### 【設定要件(法第2条第20の2号)】

- ① 生活関連施設※1があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区(面積が400ha未満)
- ② 生活関連施設及び生活関連経路※2についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

※1)生活関連施設:高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園等をいう。

※2)生活関連経路:生活関連施設相互間の経路をいう。

### 【関連計画】

立地適正化計画(都市機能誘導区域、居住誘導区域等)

中心市街地活性化基本計画(中心市街地エリア)

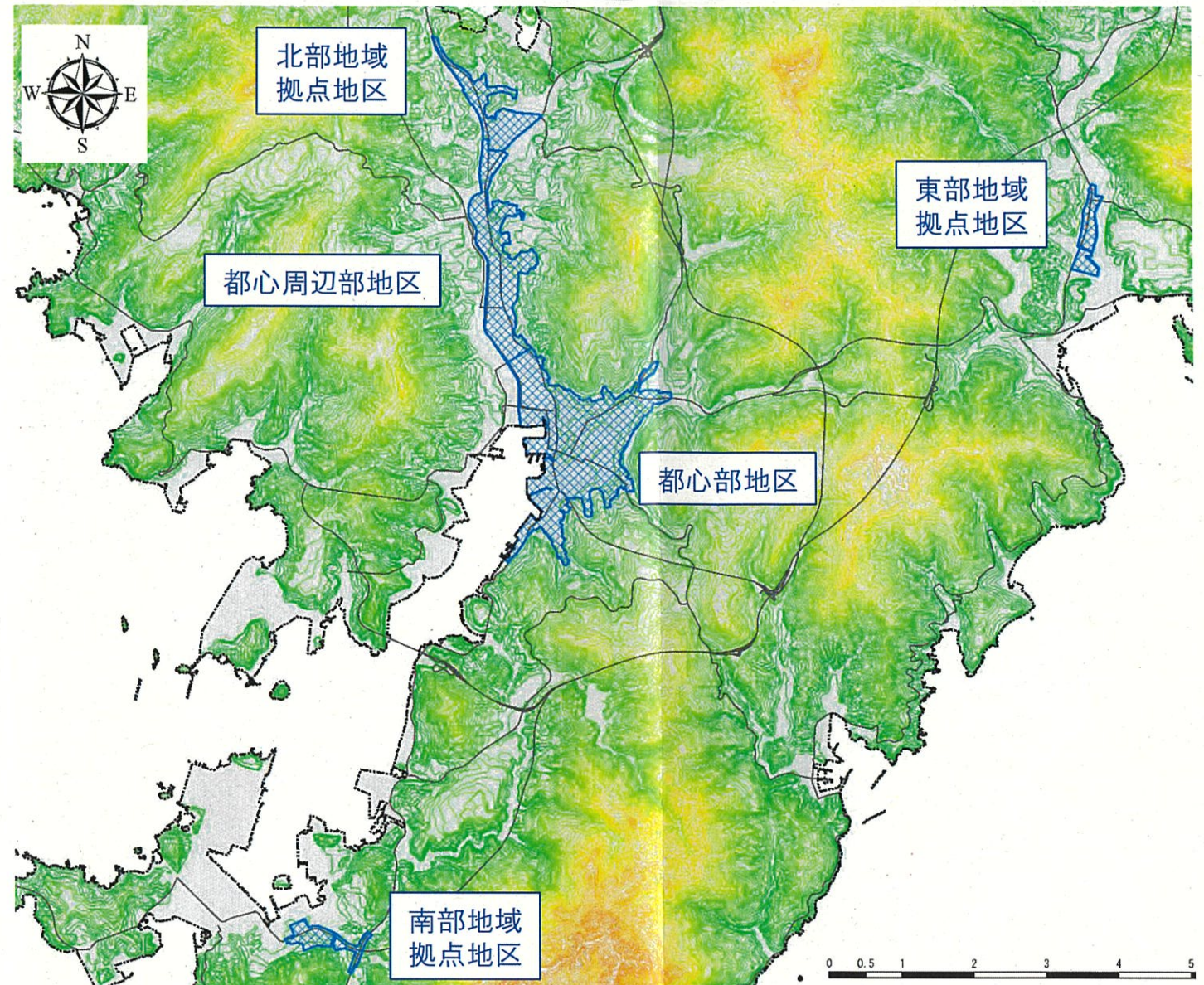
整合

### 【「移動等円滑化促進地区」の設定方針】

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」を基本として、主に商業系用途地域など公共交通の利便性が高く、徒歩圏内に都市機能が集積する「5地区」を設定する。

※都心部地区は、都市機能誘導区域と中心市街地エリアを重ね合わせ、広い方で設定する。

## 2. 移動等円滑化促進地区(案)



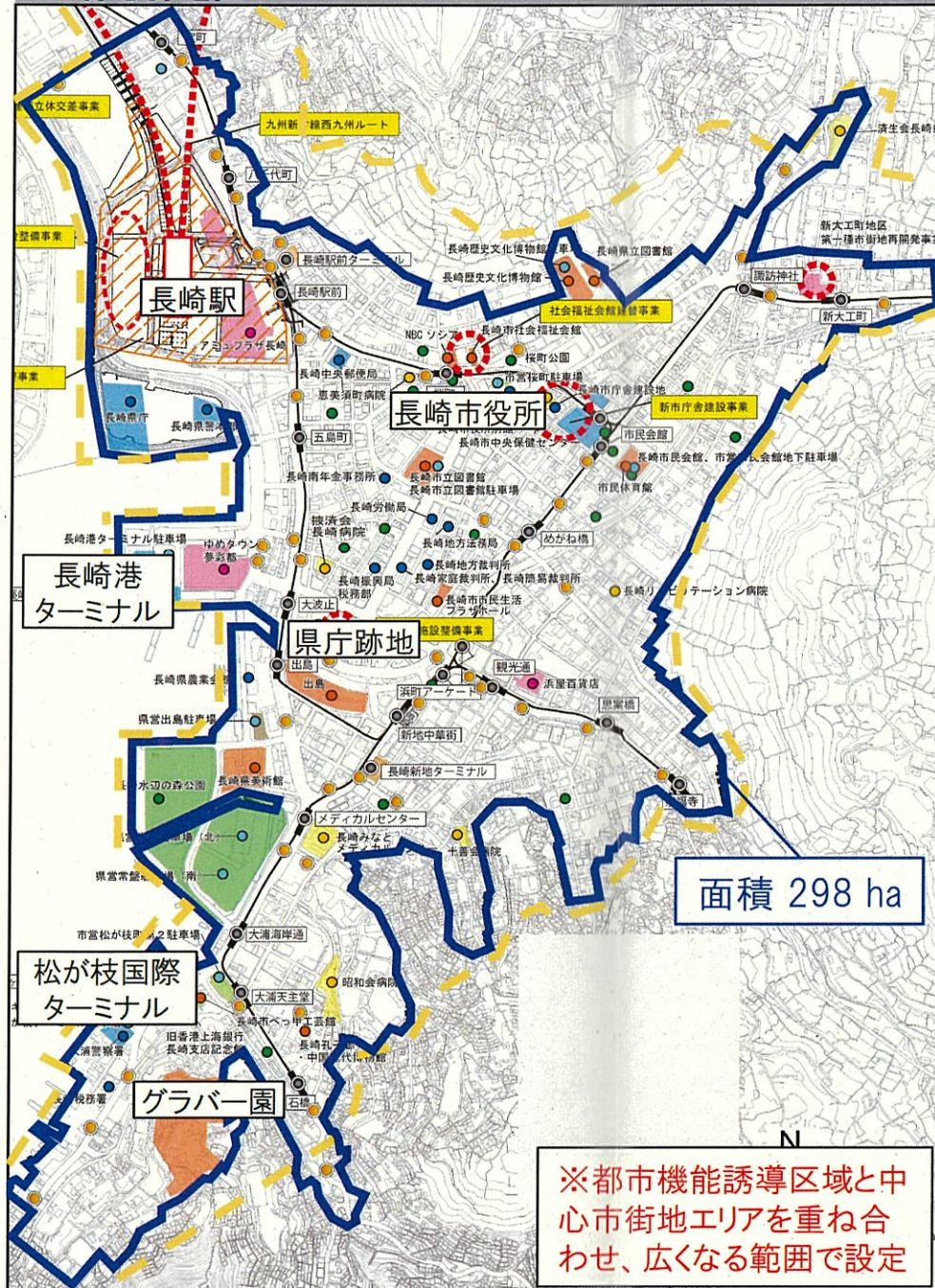
凡例

移動等円滑化促進地区

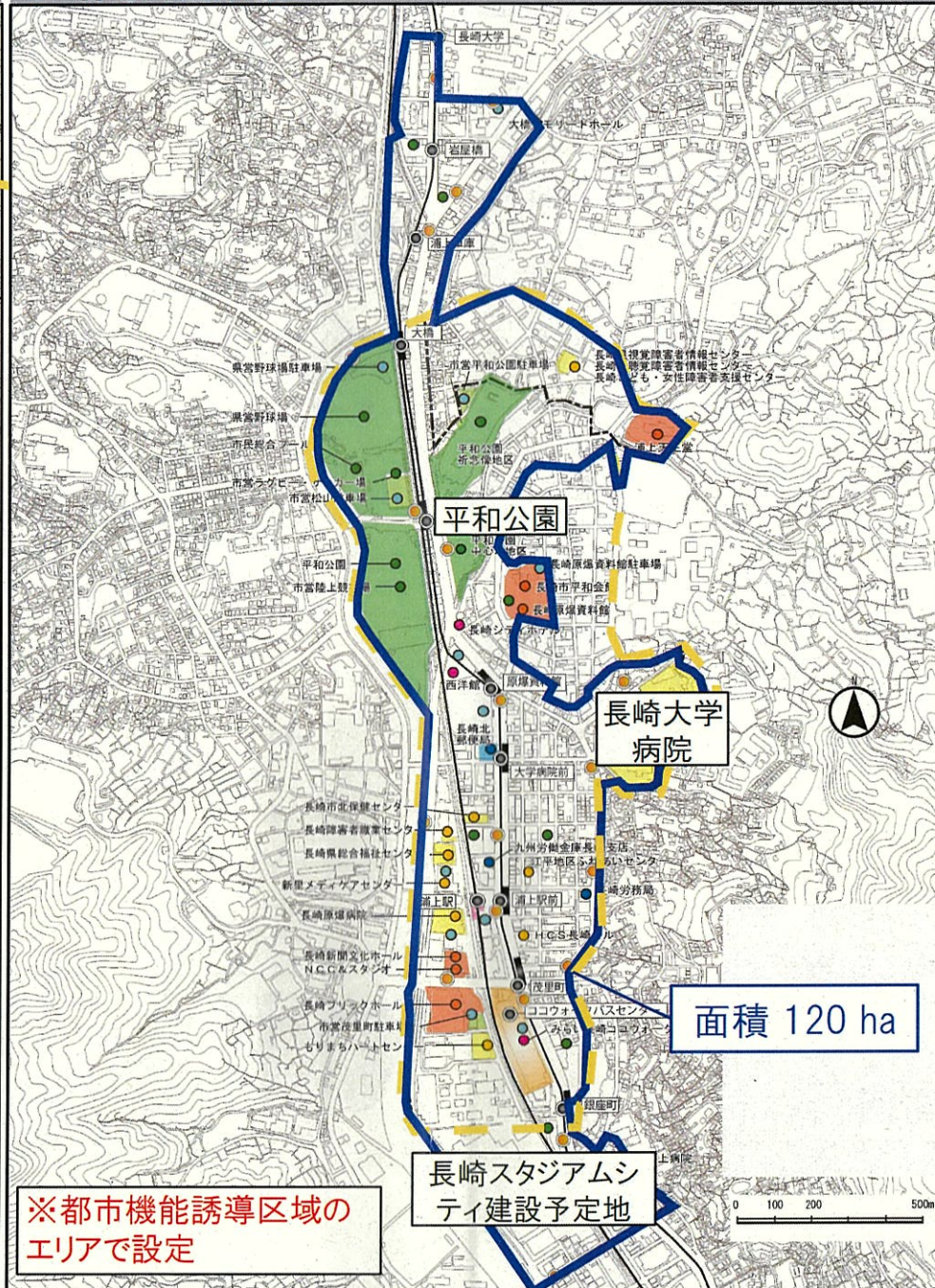


# 移動等円滑化促進地区(バリアフリーマスタープラン)

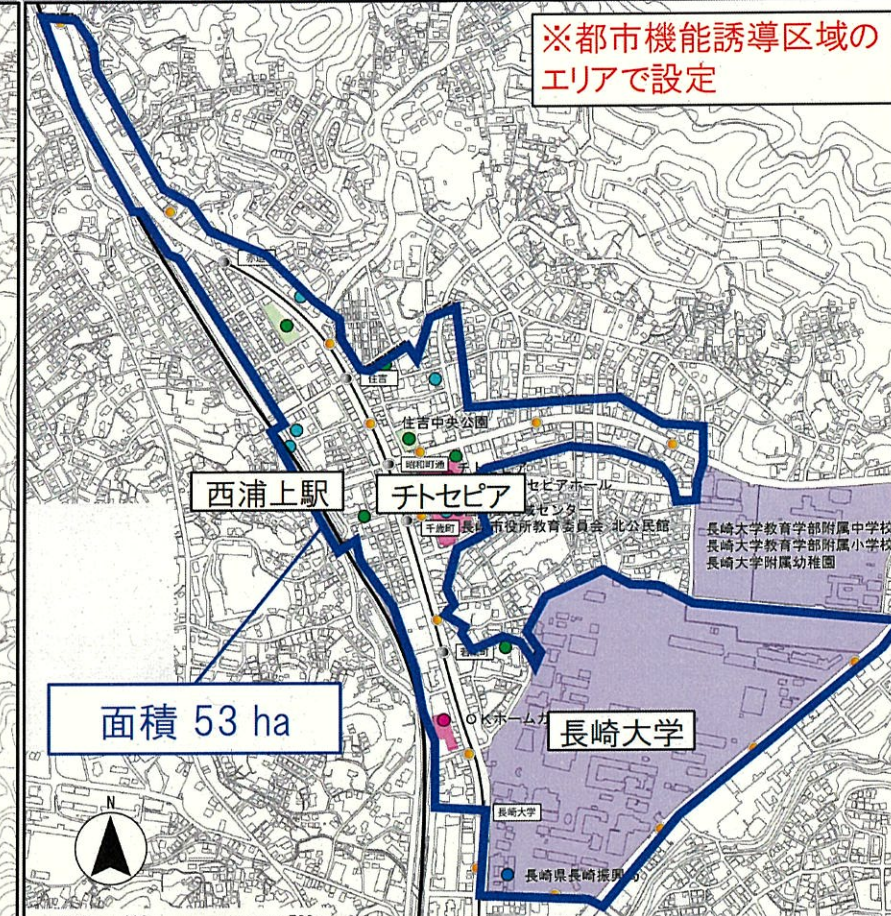
## 1 都心部地区



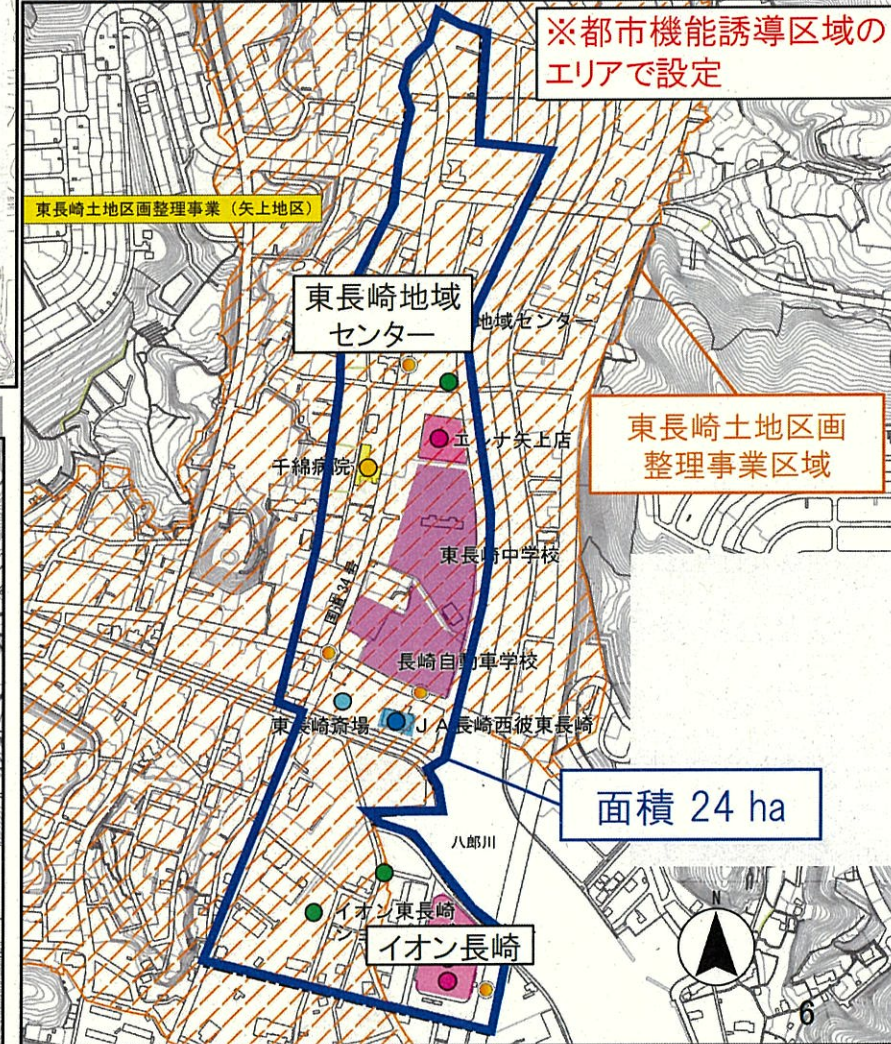
## 2 都心周辺部地区



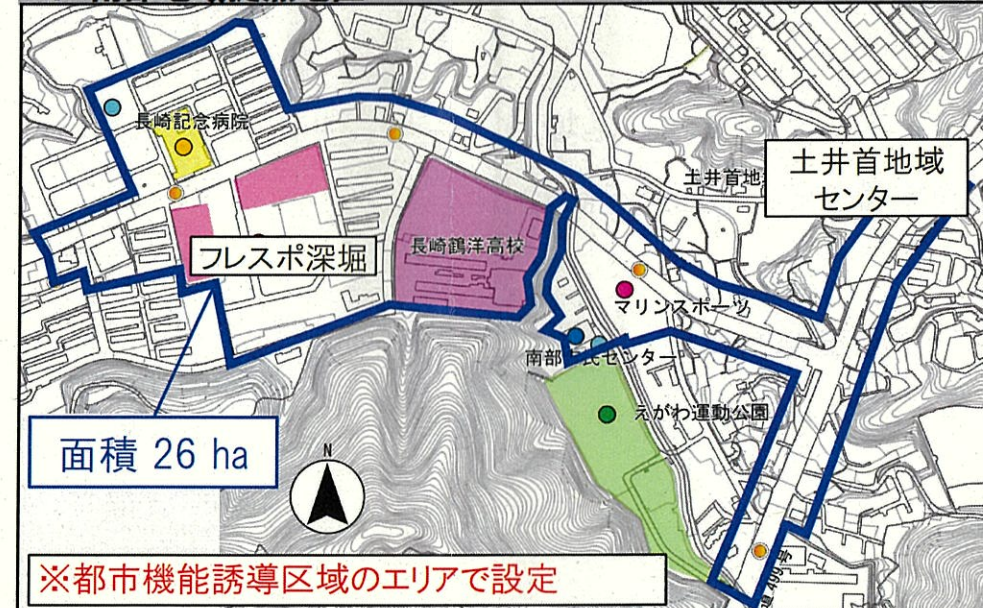
## 3 北部地域拠点地区



## 5 東部地域拠点地区



## 4 南部地域拠点地区



### 【凡例】

- 鉄道駅・軌道停留所
- バス停留所
- 行政施設等
- 文化施設等
- 医療・福祉施設等
- 商業施設等
- 公園・緑地等
- 路外駐車場

— : 移動等円滑化促進地区



# 重点整備地区(バリアフリー基本構想)

## 1. 「重点整備地区」の設定の考え方

### 【設定要件(法第2条第21号)】

- ① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区(面積が400ha未満)
- ② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

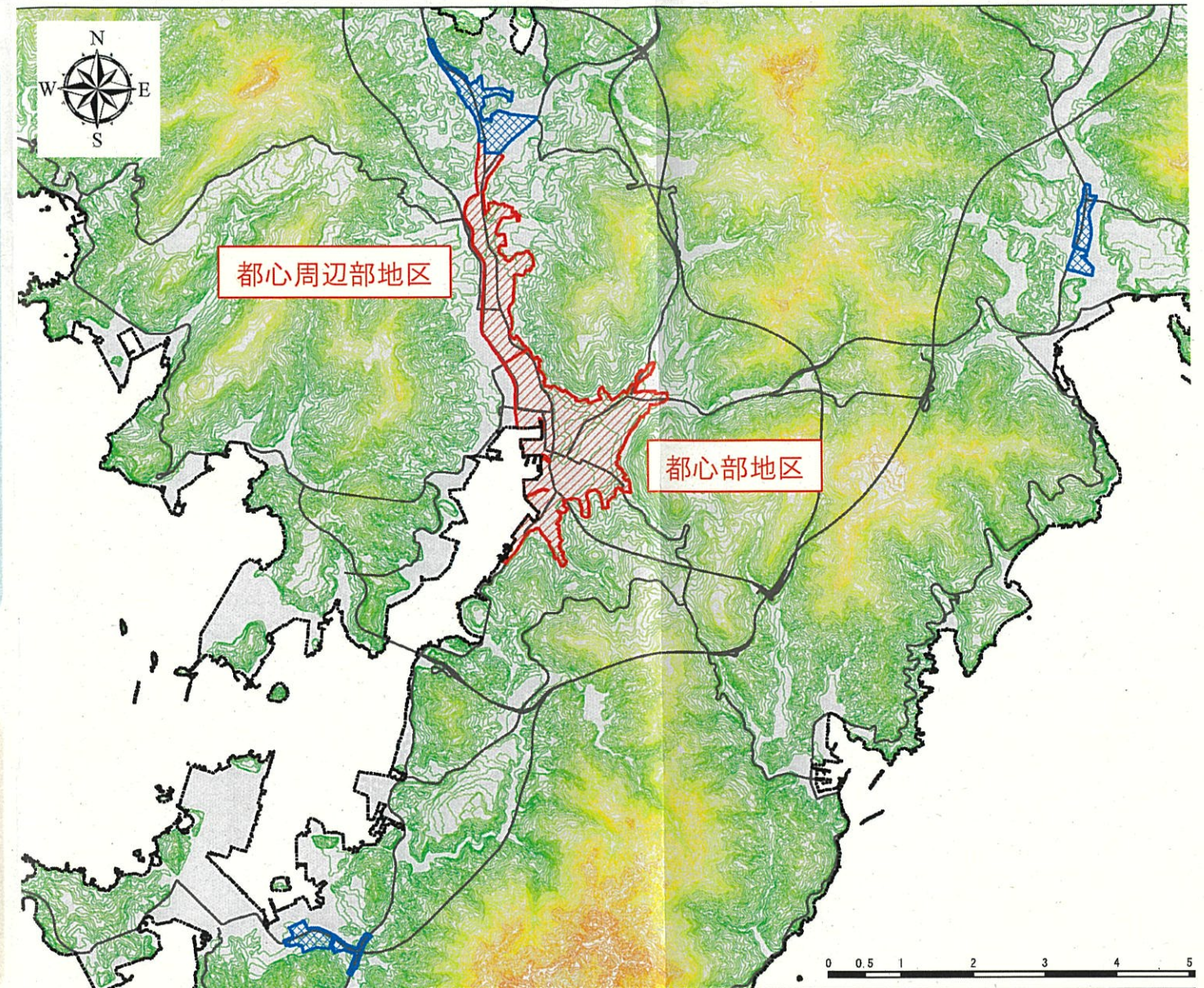
### 【設定の考え方】

「移動等円滑化促進地区」のうち、日平均利用者が5,000人を超える旅客施設があり、かつ生活関連施設が高密度に集積している地区。

### 【「重点整備地区」の設定方針】

上記「設定の考え方」のもと、今後も官民間わず大型施設の開発が見込まれる「都心部地区」及び「都心周辺部地区」の2地区を重点整備地区として設定する。

## 2. 重点整備地区(案)



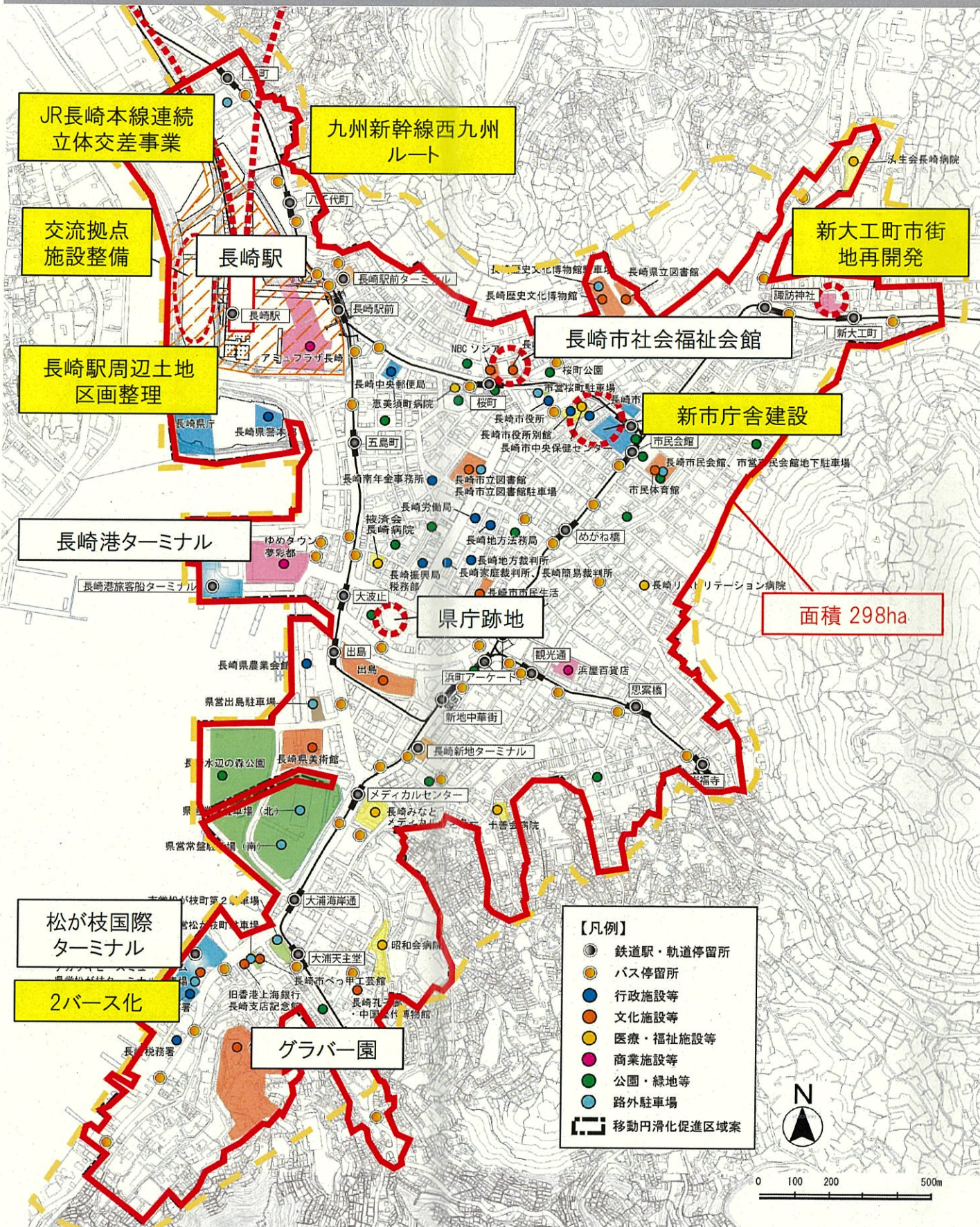
凡例

重点整備地区

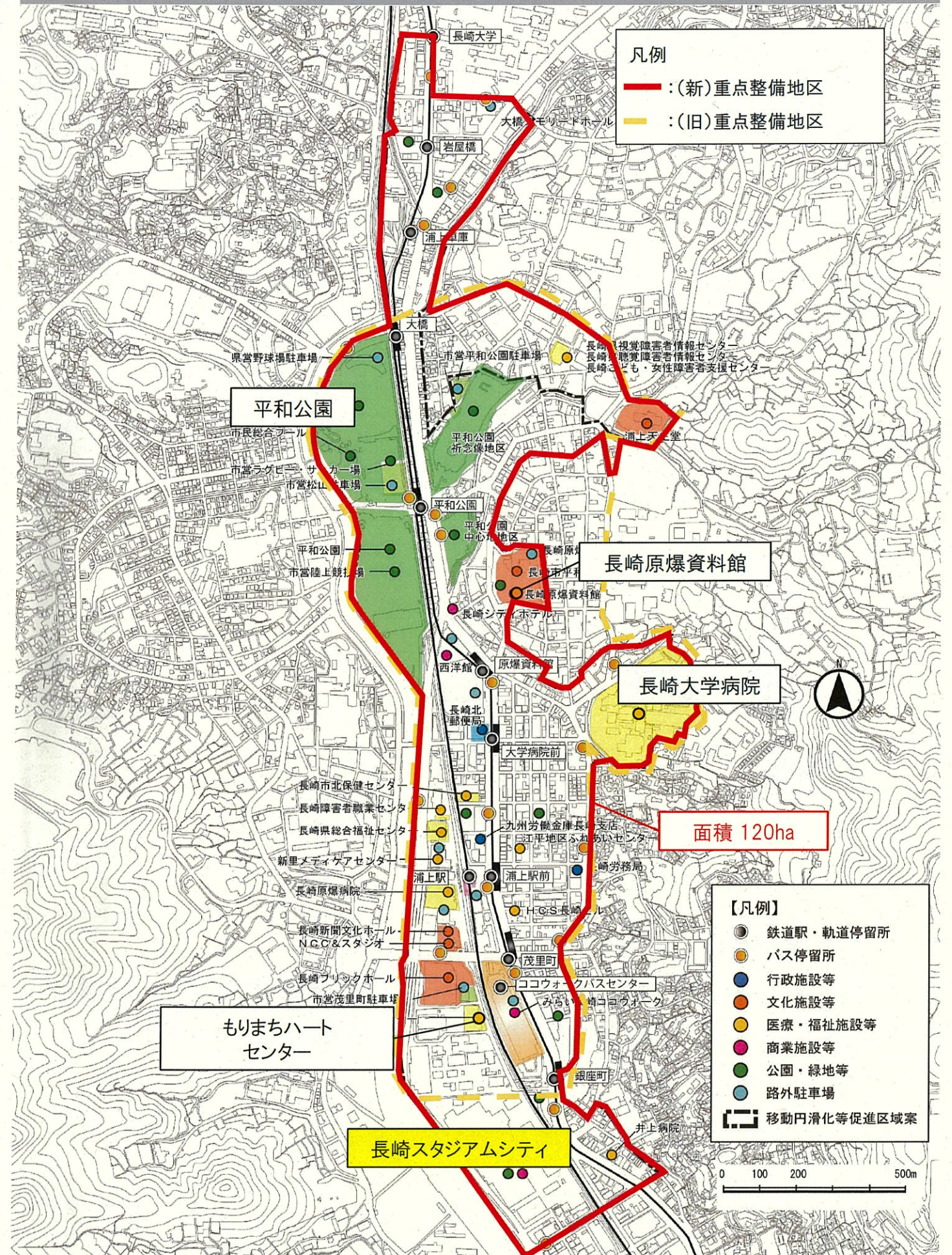


# 重点整備地区(バリアフリー基本構想)

## 1 都心部地区(移動等円滑化促進地区と同じ範囲)

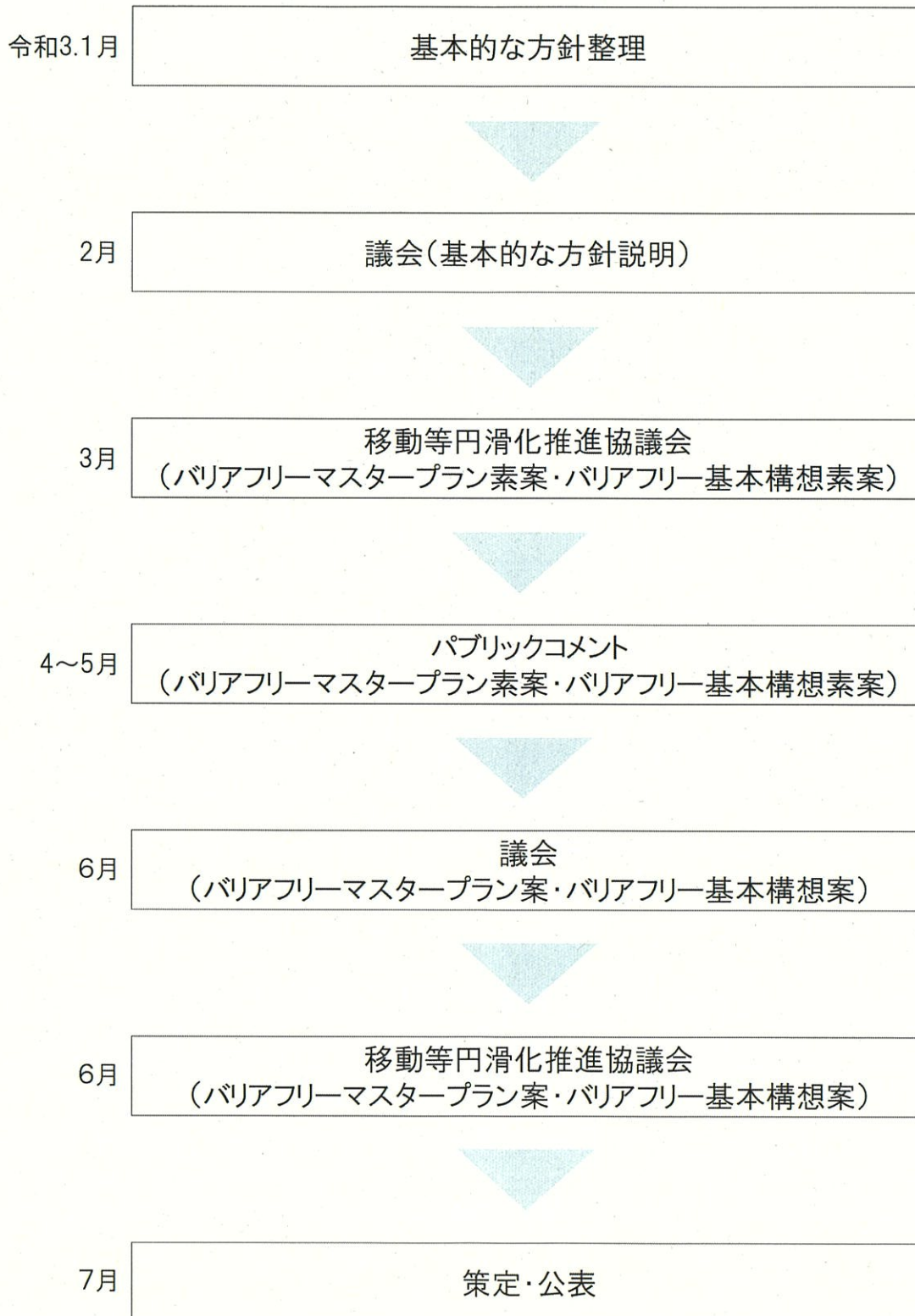


## 2 都心周辺部地区(移動等円滑化促進地区と同じ範囲)





## 今後のスケジュール(予定)





## 2 長崎市駐車場事業特別会計における経営戦略の策定について

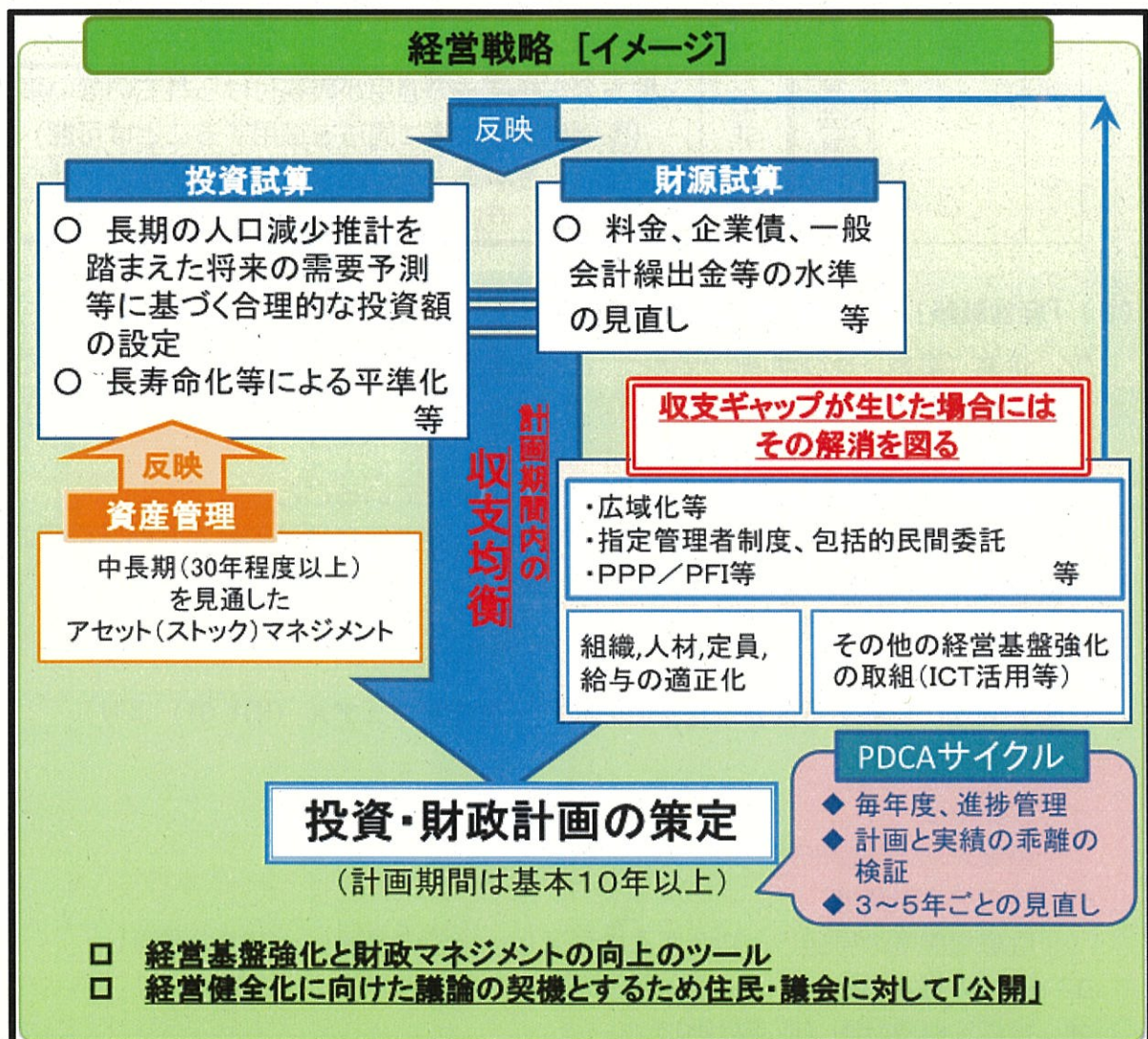
### 1 経営戦略の概要

#### (1) 経営戦略とは

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。

その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画のこと。

※総務省より、各地方公共団体に対して公営企業の経営戦略を令和2年度までに策定するよう要請あり。



※総務省資料より抜粋



(2) 駐車場事業の会計区分

	会計区分	会計の種類	説明
地方公共団体の会計	一般会計	普通会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の会計の中心をなすもの</li> <li>・地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上している会計</li> <li>・特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならない</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計の設置が法令上義務づけられているもの（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計等）</li> </ul>
	特別会計	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業（上水道事業、工業用水道事業、病院事業、休養宿泊事業等）</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業法の適用が義務付けられていない事業（条例により任意に同法を適用することは可能）簡易水道事業、下水道事業、市場事業、宅地造成事業、<b>駐車場事業</b>等）</li> </ul>

(3) 「経営戦略」策定の定義（経営戦略策定ガイドライン（H31.03）より）

- ア 企業（事業）及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること
- イ 計画期間が10年以上となっていること
- ウ 計画期間内に収支が均衡していること
- エ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
- オ 進捗管理や見直し等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方が記載されていること
- カ 住民・議会に公開されていること

(4) 経営戦略に記載する内容（経営戦略策定・改定マニュアル（H31.01）より）

- ア 計画期間
- イ 事業概要
  - ・事業形態、料金形態、現在の経営状況
- ウ 将来の事業環境
  - ・駐車場需要の見通し、料金収入の見通し、施設の見通し、組織の見通し
- エ 経営の基本方針
- オ 投資・財政計画（収支計画）
- カ 公営企業として実施する必要性など
- キ 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項



## 2 長崎市駐車場事業特別会計における経営戦略（案）

### （1）策定の目的

駐車場事業特別会計においては、駐車場施設の老朽化に伴う更新需要の増大、少子・高齢化の進行、人口減少による駐車場利用台数の減に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しつつある。

そのため、各駐車場の経営についての的確な現状把握を行った上で、将来を見据えた計画的な経営に取り組み、施設を適切に維持しつつ、経営の効率化、収支の健全化を図るため、策定するものである。

### （2）経営戦略（案）の策定単位

市営駐車場ごとに策定（8市営駐車場）

### （3）経営戦略（案）の概要

#### ア 計画期間

桜町駐車場：令和2年度～令和17年度

上記以外：令和2年度～令和50年度

#### イ 経営の基本方針（各市営駐車場共通）

##### ●基本方針1：安全安心な施設の維持

定期的な施設の点検・修繕を行うとともに、耐用年数の経過した設備等を計画的に更新し、利用者が安心して安全に利用できるよう駐車場施設の維持・管理に努める。

##### ●基本方針2：経営の効率化

将来にわたり安定した駐車場経営を目指し、指定管理者制度の継続、維持管理費のコスト縮減などに努め、より一層の経営の効率化を図る。

##### ●基本方針3：収支の健全化

収入減により駐車場経営に支障をきたさぬよう、健全な経営を確保するため、駐車場の利用促進を図り、安定した収入の確保に努める。

#### ウ 投資・財政計画（収支計画）

##### （ア）投資試算

a 長寿命化修繕計画に基づく施設整備（修繕費、工事費）

b 設備更新計画に基づく設備更新（修繕費、工事費）

c 大規模改修による施設更新（大規模改修工事費、建替工事費）

公共施設マネジメントによる公共施設の適正配置基準（案）に基づき整理

・令和元～2年度：茂里町地下駐車場再整備（平面化）

・令和17年度：桜町駐車場廃止（上屋の解体）

・令和19～20年度：市民会館駐車場設備改修

・令和21～22年度：松が枝町駐車場建替

・令和35～36年度：松が枝町第2駐車場改修（平面化）



- ・令和 39～40 年度：平和公園設備改修
- ・令和 42～43 年度：松山町駐車場設備改修

(イ) 財源試算

- a 駐車場納付金
  - ・指定管理者からの納付金の協定額を自動車保有台数の推計値で補正
- b 土地使用料、財産収入、雑入
  - ・過去 10 年の最低値を使用
- c 地方債
  - ・投資試算に伴う工事請負費該当の起債借入額を使用

(ウ) その他投資以外の経費の試算

- ・駐車場事業を継続する上で必要となる経費（光熱水費、役務費、修繕費、委託費、公課費）について、過去 10 年間の平均値を使用

(エ) その他

- a 消費税率の取扱い
  - ・計画期間中の消費税率は現行の 10%を使用
- b 公債費における利率の取扱い
  - ・令和 2 年度以降の起債予定のものについて、償還期間 20 年（うち据置 3 年）、金利 1.01%、元利均等償還計算を使用

エ 経営戦略の事後検証、改定等

策定した経営戦略について、定期的に進捗状況等の分析・評価などの検証を行うとともに、利用者のニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。

具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他の計画との整合などを検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正する。

なお、経営戦略の改定を行った際は、市のホームページ上に公表する。

(4) 各市営駐車場の経営戦略（案）の概要

別紙のとおり



「長崎市駐車場事業特別会計経営戦略（案）」の概要（1）

（別紙1）

項目	駐車場名	桜 町	市 民 会 館 地 下	松 が 枝 町	松 が 枝 町 第 2
計画期間		令和2年度～令和17年度	令和2年度～令和50年度	令和2年度～令和50年度	令和2年度～令和50年度
事業概要	事業開始年月日	昭和46年7月1日(平成8年4月1日:二層化)	昭和49年1月14日	昭和51年7月1日	平成2年3月
	収容台数	普通車:170台 二輪車:44台	普通車:168台 二輪車:73台	普通車:39台 二輪車:10台 バス:16台	普通車:97台 二輪車:27台 バス:12台
	営業時間	午前7時から午後10時まで	午前7時から午後10時まで	7/20～10/9:午前7時から午後10時まで 12/1～2月末日:午前7時30分から午後6時まで 上記以外:午前7時から午後7時まで	午前7時から午後8時まで
	民間活用の状況	指定管理者制度(利用料金制)	指定管理者制度(利用料金制)	指定管理者制度(利用料金制)	指定管理者制度(利用料金制)
	現在の経営状況	・令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少しているものの、単年度黒字を維持できる見込み	・令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少しているものの、単年度黒字を維持できる見込み	・令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収益が大きく減少し、一般会計から繰入 ・令和3・4年度は利用料金併用制の適用となり、指定管理委託料の支払いが発生する見込み	・令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収益が大きく減少し、一般会計から繰入 ・令和3・4年度は利用料金併用制の適用となり、指定管理委託料の支払いが発生する見込み
将来の事業環境	駐車場需要の見通し	・過去5年間(H27～R1)の利用台数は、年4%前後の減少率で推移しており、今後もこの傾向は続くものと想定 ・令和4年度以降は新市庁舎開庁により利用台数への影響が懸念	・過去5年間(H27～R1)の利用台数は、年3%前後の減少率で推移しており、今後もこの傾向は続くものと想定 ・新市庁舎開庁により利用台数の増加が期待	・平成28年度以降は横ばいで推移してきたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少 ・令和2年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用台数が大きく減少しているものの、終息すれば、従前の利用状況に回復するものと想定	・平成28年度以降は年4%前後の減少率で推移しているが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響も要因 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用台数が大きく減少しているものの、終息すれば、従前の利用状況に回復するものと想定
	施設の見通し	・供用開始後令和3年3月末で49年経過 ・計画的に改修・修繕を実施し、耐用年数(令和17年度)までは現施設を維持 ・現市庁舎跡地の活用計画などとの調整を図りながら、附置義務駐車場としての必要性がなくなった場合には廃止	・供用開始後令和3年3月末で47年経過 ・計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持 ・市民会館建替え時には新たな施設の規模に応じた附置義務駐車台数を確保、市民会館が廃止された場合には廃止	・供用開始後令和3年3月末で44年経過 ・計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持	・供用開始後令和3年3月末で30年経過 ・計画的に改修・修繕を実施し、現状の施設を維持 ・松が枝地区における港湾整備等により駐車場機能が確保される場合には建物を解体(平面化)
	組織の見通し	・今後も指定管理者制度(利用料金制)を活用した管理運営を継続 ・現状は市営駐車場全体で職員2名体制となっているが、今後、業務量を見直すことなどにより職員の適正な配置に努める。			
経営の基本方針(各駐車場共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本方針1:安全・安心な施設の維持 定期的な施設の点検・修繕を行うとともに、耐用年数の経過した設備等を計画的に更新し、利用者が安心して安全に利用できるよう駐車場施設の維持・管理に努める。</li> <li>●基本方針2:経営の効率化 将来にわたり安定した駐車場経営を目指し、指定管理者制度の継続、維持管理費のコスト縮減などに努め、より一層の経営の効率化を図る。</li> <li>●基本方針3:収支の健全化 収入減により駐車場経営に支障をきたさぬよう、健全な経営を確保するため、駐車場の利用促進を図り、安定した収入の確保に努める。</li> </ul>				
投資・財政計画	投資計画	・施設本体の改修等を長寿命化修繕計画、設備更新計画に基づき計画的に実施			
	財源計画	・主要な財源となる指定管理者からの納付金額を現在水準で維持 ・行政財産の貸付(自動販売機設置など)による収入の確保			
	利用料金	・社会情勢や周辺駐車場の料金体系等を踏まえ、安定した駐車場経営ができるよう適正な料金設定について検討			
利用者増加に向けた取組	利用者増加に向けた取組	・イベント等に対応した営業時間の設定 ・定期駐車券の継続 など	・市民会館との連携 ・定期駐車券の継続 ・電子マネー対応精算機の導入 など	・イベント等に対応した営業時間の設定 ・電子マネー対応精算機の導入 など	・イベント等に対応した営業時間の設定 ・定期駐車券の継続 ・電子マネー対応精算機の導入 など
	財政シミュレーション	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
公営企業として実施する必要性など	・本駐車場は、主に隣接する市役所来庁者のための駐車場としての機能を有しているため、本市による運営が適当		・本駐車場は、市民会館の地下にあり、主に市民会館利用者の駐車場としての機能を有しているため、本市による運営は適当		・本駐車場は、グラバー園など本市の観光施設への訪問者のための駐車場としての機能を有しているため、本市による運営は適当
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定 ・現市庁舎跡地の活用計画などとの調整を図りながら、本経営戦略の見直しを実施 ・改定後はホームページ上に公表		・毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定 ・市民会館の動向等に注視しながら、本経営戦略の見直しを実施 ・改定後はホームページ上に公表		・毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定 ・松が枝地区の港湾整備等と調整を図りながら、本経営戦略の見直しを実施 ・改定後はホームページ上に公表



「長崎市駐車場事業特別会計経営戦略（案）」の概要（2）

（別紙1）

項目	駐車場名	茂里町	平和公園	松山町	長崎駅西口自動車整理場
計画期間		令和2年度～令和50年度	令和2年度～令和50年度	令和2年度～令和50年度	令和2年度～令和50年度
事業概要	事業開始年月日	令和3年2月1日	平成6年8月1日	平成9年11月3日	令和2年3月28日
	収容台数	普通車:135台	普通車:92台 二輪車:6台 バス:32台	普通車:292台 バス:10台	普通車:18台
	営業時間	24時間	地上部:24時間 地下部:午前7時から午後8時まで	地上部:24時間 地下部:午前7時30分から午後10時まで	24時間
	民間活用の状況	直営 (令和3年度から利用料金制による指定管理者制度導入)	指定管理者制度(利用料金制)	指定管理者制度(利用料金制)	直営 (令和3年度から利用料金制による指定管理者制度導入)
現在の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から指定管理者制度を導入するが、新型コロナウイルス感染症が継続する前提での導入であり、利用料金併用制を採用</li> <li>令和元～2年度に再整備(地下⇒平面化)を実施したことにより収支の改善が期待できるが、今後、元利償還金の返還が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況</li> <li>令和2年度は新型コロナウイルスの影響により収益が大きく減少し、一般会計から繰入</li> <li>令和3・4年度は利用料金併用制の適用となり、指定管理委託料の支払いが発生する見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度は単年度黒字、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況</li> <li>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少しているものの、単年度黒字を維持できる見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の単年度収支は黒字の見込みで、一般会計からの繰入金に依存しない経営状況となる見込み</li> <li>令和3年度から指定管理者制度(利用料金制)を導入</li> </ul>	
将来の事業環境	駐車場の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間(H27～R1)の利用台数(茂里町地下)は年5%前後の減少率で推移</li> <li>令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け利用台数が大きく減少しているが、終息すれば従前の状況に回復するものと想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間(H27～R1)の利用状況は、バスは増減があるものの、普通車は年5%前後の減少率で推移</li> <li>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用台数が大きく減少しているものの、終息すれば従前の状況に回復するものと想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間(H27～R1)の利用状況は、ほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少</li> <li>令和2年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用台数が減少しているものの、終息すれば従前の利用状況に回復するものと想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は約10,000台の利用台数となる見込み</li> <li>今後も令和2年度と同様な状況が続くものと想定</li> <li>令和4年度以降は、収容台数の減に伴い利用台数も減少する見込み</li> </ul>
	施設の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始後令和3年3月末で2ヶ月経過</li> <li>計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始後令和3年3月末で26年経過</li> <li>計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始後令和3年3月末で23年経過</li> <li>計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用開始後令和3年3月末で1年経過</li> <li>計画的に改修・修繕を実施し、現施設を維持</li> <li>令和4年度の長崎駅東口駅前交通広場の整備に伴い、収容台数を18台から9台に変更する予定</li> </ul>
	組織の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も指定管理者制度(利用料金制)を活用した管理運営を継続</li> <li>現状は市営駐車場全体で職員2名体制となっているが、今後、業務量を見直すことなどにより職員の適正な配置に努める。</li> </ul>			
経営の基本方針(各駐車場共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本方針1:安全・安心な施設の維持 定期的な施設の点検・修繕を行うとともに、耐用年数の経過した設備等を計画的に更新し、利用者が安心して安全に利用できるよう駐車場の維持・管理に努める。</li> <li>●基本方針2:経営の効率化 将来にわたり安定した駐車場経営を目指し、指定管理者制度の継続、維持管理費のコスト削減などに努め、より一層の経営の効率化を図る。</li> <li>●基本方針3:収支の健全化 収入減により駐車場経営に支障をきたさぬよう、健全な経営を確保するため、駐車場の利用促進を図り、安定した収入の確保に努める。</li> </ul>				
投資・財政計画	投資計画	施設本体の改修等を長寿命化修繕計画、設備更新計画に基づき計画的に実施			
	財源計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な財源となる指定管理者からの納付金額を現在水準で維持</li> <li>行政財産の貸付(自動販売機設置など)による収入の確保</li> </ul>			
	利用料金	社会情勢や周辺駐車場の料金体系等を踏まえ、安定した駐車場経営ができるよう適正な料金設定について検討			
利用者増加に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブリックホールとの連携など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーク&amp;ライド駐車場としての運用継続</li> <li>イベント等に対応した営業時間の設定</li> <li>電子マネー対応精算機の導入など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーク&amp;ライド駐車場としての運用継続</li> <li>イベント等に対応した営業時間の設定</li> <li>定期駐車券の継続</li> <li>電子マネー対応精算機の導入 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子マネー対応精算機の導入など</li> </ul>	
財政シミュレーション	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
公営企業として実施する必要性など	<ul style="list-style-type: none"> <li>本駐車場は、主に隣接するブリックホールやハートセンター利用者のための駐車場としての機能を有しているため、本市による運営が適当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本駐車場は、主に平和公園訪問者のための駐車場としての機能を有しているため、本市による運営は適当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本駐車場は、主に平和公園内に位置する様々なスポーツ施設利用者のための駐車場としての機能を有しているため、本市による運営は適当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本整理場は、長崎駅やその周辺施設利用者の一時的な短時間駐車のための施設であるため、本市による運営は適当</li> </ul>	
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定</li> <li>改定後はホームページ上に公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定</li> <li>改定後はホームページ上に公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定</li> <li>改定後はホームページ上に公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年の決算確定後、本経営戦略の収支計画との乖離などを分析・検証し適宜改定</li> <li>長崎駅東口駅前交通広場計画との調整を図りながら、本経営戦略の見直しを実施</li> <li>改定後はホームページ上に公表</li> </ul>	



駐車場全体 投資・財政計画  
(収支計画)

区 分		年 度																											
		29年度 2017	30年度 2018	元年度 2019	2年度 2020	3年度 2021	4年度 2022	5年度 2023	6年度 2024	7年度 2025	8年度 2026	9年度 2027	10年度 2028	11年度 2029	12年度 2030	13年度 2031	14年度 2032	15年度 2033	16年度 2034	17年度 2035	18年度 2036	19年度 2037	20年度 2038	21年度 2039	22年度 2040	23年度 2041	24年度 2042	25年度 2043	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	382,956	359,624	331,451	110,322	168,993	179,031	159,223	159,744	160,348	190,416	190,416	190,416	190,416	186,659	186,659	186,659	186,659	186,659	156,505	144,022	144,022	144,022	132,276	128,040	139,106	139,106	139,106	
	(1) 営 業 収 益 (B)	375,585	355,136	326,378	87,042	142,391	176,540	156,732	157,253	157,857	187,925	187,925	187,925	187,925	184,168	184,168	184,168	184,168	184,168	154,014	141,850	141,850	141,850	130,104	125,868	137,226	137,226	137,226	137,226
	ア 料 金 収 入	375,585	355,136	326,378	13,370																								
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																												
	ウ そ の 他				73,672	142,391	176,540	156,732	157,253	157,857	187,925	187,925	187,925	187,925	184,168	184,168	184,168	184,168	184,168	184,168	154,014	141,850	141,850	141,850	130,104	125,868	137,226	137,226	137,226
	(2) 営 業 外 収 益	7,371	4,488	5,073	23,280	26,602	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	1,880	1,880	1,880	
	ア 他 会 計 繰 入 金				17,575																								
	イ そ の 他	7,371	4,488	5,073	5,705	26,602	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	1,880	1,880	1,880	
	2 総 費 用 (D)	169,282	183,515	191,405	52,752	51,609	75,875	52,612	49,065	44,365	49,100	51,449	48,330	55,352	53,086	51,995	51,736	51,434	54,683	49,800	44,934	43,054	44,908	52,496	57,757	57,351	58,137	54,761	
	(1) 営 業 費 用	159,578	166,903	178,275	44,674	48,500	64,961	37,012	34,934	29,453	29,404	30,066	30,024	35,239	32,556	32,995	32,940	32,995	35,166	32,995	28,735	28,642	28,599	30,702	28,735	28,735	28,735	28,735	
ア 職 員 給 与 費																													
イ ち 退 職 手 当																													
ウ そ の 他	159,578	166,903	178,275	44,674	48,500	64,961	37,012	34,934	29,453	29,404	30,066	30,024	35,239	32,556	32,995	32,940	32,995	35,166	32,995	28,735	28,642	28,599	30,702	28,735	28,735	28,735	28,735		
(2) 営 業 外 費 用	9,704	16,612	13,130	8,078	3,109	10,913	15,599	14,130	14,911	19,695	21,382	18,306	20,112	20,529	18,999	18,796	18,438	19,516	16,805	16,200	14,413	16,310	21,794	29,022	28,616	29,402	26,026		
ア 支 払 利 息	2,353	1,197	558	670	981	5,253	5,863	6,316	6,749	6,830	6,606	6,726	6,511	6,320	6,103	6,147	5,833	5,341	7,494	7,288	7,669	7,702	13,961	20,193	19,752	19,175	18,671		
イ そ の 他	7,351	15,415	12,572	7,408	2,128	5,660	9,737	7,814	8,163	12,865	14,777	11,580	13,602	14,209	12,896	12,649	12,605	14,176	9,311	8,911	6,744	8,608	7,833	8,829	8,864	10,228	7,355		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	213,674	176,109	140,046	57,570	117,384	103,156	106,611	110,679	115,983	141,317	138,968	142,086	135,065	133,574	134,665	134,923	135,226	131,977	106,704	99,087	100,968	99,114	79,780	70,283	81,755	80,969	84,345		
1 資 本 的 収 入 (F)	63,287	36,655	28,500	331,447	90,800	100,916	85,148	77,550	73,528	42,884	16,981	55,181	26,145	30,552	28,648	57,544	24,378	8,747	273,381	42,104	102,980	72,818	708,185	705,021	19,894	39,828	115,847		
(1) 地 方 債 借 入 金	51,100	25,300	28,500	297,300	80,300	93,107	72,142	69,207	65,722	36,138	10,236	48,436	19,118	24,029	22,125	51,021	17,200	1,288	265,000	34,700	94,242	60,287	691,845	686,966	15,046		40,000		
(2) 他 会 計 補 助 金																													
(3) 他 会 計 借 入 金																													
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																													
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																													
(6) 工 事 負 担 金																													
(7) そ の 他	12,187	11,355		34,147	10,500	7,809	13,006	8,343	7,806	6,746	6,745	6,745	7,027	6,523	6,523	6,523	7,178	7,459	8,381	7,404	8,738	12,531	16,340	18,055	4,848	39,828	75,847		
2 資 本 的 支 出 (G)	285,394	214,731	51,351	329,363	101,498	117,455	113,626	105,204	107,045	81,693	59,905	102,071	75,142	79,273	80,460	110,874	78,856	64,660	331,688	102,886	156,499	134,336	762,465	745,619	72,255	89,846	163,723		
(1) 建 設 費 用	51,186	25,511	38,535	311,186	80,300	93,107	72,142	69,207	65,722	36,138	10,236	48,436	19,118	24,029	22,125	51,021	17,200	1,288	265,000	34,700	94,242	60,287	691,845	686,966	15,046		40,000		
イ ち 職 員 給 与 費																													
(2) 地 方 債 借 入 金 返 還 金 (H)	67,284	54,125	12,816	18,177	21,198	24,348	41,484	35,997	41,323	45,555	49,669	53,635	56,024	55,244	58,335	59,853	61,656	63,372	66,688	68,186	62,257	74,049	70,620	58,653	57,209	89,846	123,723		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	166,924	135,095																											
(5) そ の 他																													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 222,107	△ 178,076	△ 22,851	2,084	△ 10,698	△ 16,539	△ 28,478	△ 27,654	△ 33,517	△ 38,809	△ 42,924	△ 46,890	△ 48,997	△ 48,721	△ 51,812	△ 53,330	△ 54,478	△ 55,913	△ 58,307	△ 60,782	△ 53,519	△ 61,518	△ 54,280	△ 40,598	△ 52,361	△ 50,018	△ 47,876		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 8,433	△ 1,967	117,195	59,654	106,686	86,617	78,133	83,025	82,466	102,508	96,044	95,197	86,068	84,853	82,853	81,594	80,748	76,064	48,398	38,306	47,449	37,596	25,501	29,685	29,394	30,952	36,470		
積 立 金 (K)		1,968	110,472	59,652	106,637	86,568	78,084	82,977	82,417	102,459	95,995	95,148	86,019	84,798	82,798	81,539	80,693	76,009	48,343	38,251	47,394	37,541	25,446	29,631	29,339	30,897	36,415		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (L)	23,350	3,935			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14917		6723	2	50	50	50	50	50	50	50	50	50	56	56	56	56	56	55	56	56	56	56	56	56	56	56		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	3,934																												
実 質 収 支 黒 字 (P)	10,983		6,723	2	50	50	50	50	50	50	50	50	50	56	56	56	56	56	55	56	56	56	56	56	56	56	56		
(N)-(O) 赤 字 (Q)																													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )																													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	162	151	162	156	232	179	169	188	187	201	188	187	171	172	169	167	165	158	134	127	137	121	107	110	121	94	78		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)																													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	375,585	355,136	326,378	87,042	142,391	176,540	156,732	157,253	157,857	187,925	187,925	187,925	187,925	184,168	184,168	184,168	184,168	184,168	184,168	154,014	141,850	141,850	141,850	130,104	125,86				



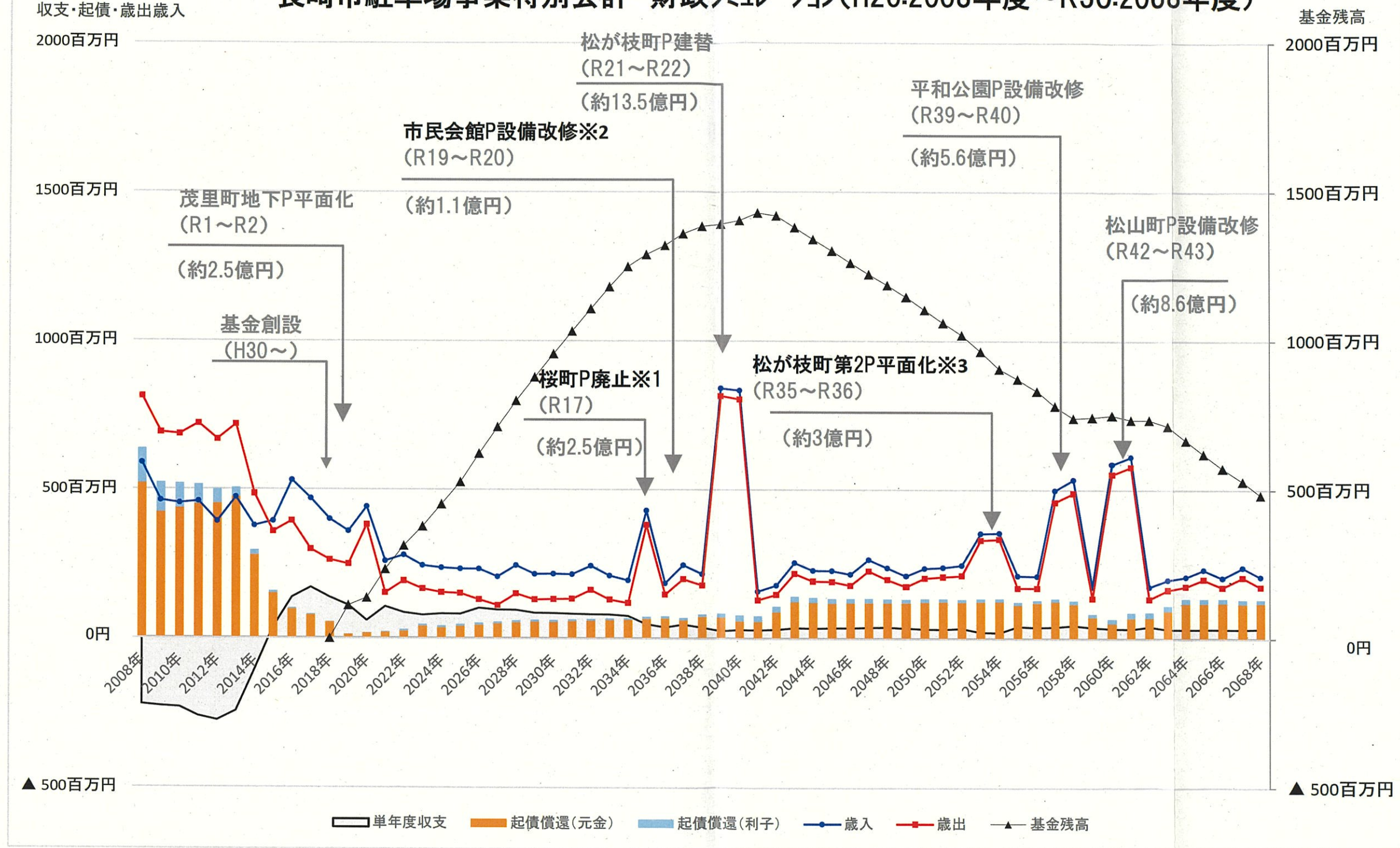
駐車場全体 投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, 96)

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度		
区 分		2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068		
収益的収入	1 総 収 益 (A)	139,106	133,712	133,712	133,712	133,712	133,712	128,318	128,318	128,318	115,011	115,011	127,701	127,701	118,609	118,609	127,701	108,990	108,990	127,085	127,085	127,085	124,311	124,311	124,311	124,311		
	(1) 営 業 収 益 (B)	137,226	131,832	131,832	131,832	131,832	131,832	126,438	126,438	126,438	113,131	113,131	125,821	125,821	116,729	116,729	125,821	107,110	107,110	125,205	125,205	125,205	122,431	122,431	122,431	122,431		
	ア 料 金 収 入																											
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																											
	ウ そ の 他	137,226	131,832	131,832	131,832	131,832	131,832	126,438	126,438	126,438	113,131	113,131	125,821	125,821	116,729	116,729	125,821	107,110	107,110	125,205	125,205	125,205	122,431	122,431	122,431	122,431		
	(2) 営 業 外 収 益	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	
	ア 他 会 計 繰 入 金																											
	イ そ の 他	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	
	2 総 費 用 (D)	57,587	53,646	53,688	51,167	49,621	53,059	48,108	47,325	46,143	45,877	48,656	47,409	46,170	43,780	42,698	50,932	50,280	54,139	56,196	54,141	56,730	50,889	52,414	50,009	49,973		
	(1) 営 業 費 用	30,702	28,735	28,735	27,942	27,521	30,702	28,477	28,468	28,509	28,313	30,280	28,619	28,482	25,361	25,095	30,564	28,731	28,540	28,680	28,735	30,702	28,735	28,735	28,735	28,716		
ア 職 員 給 与 費																												
イ ち 退 職 手 当																												
イ そ の 他	30,702	28,735	28,735	27,942	27,521	30,702	28,477	28,468	28,509	28,313	30,280	28,619	28,482	25,361	25,095	30,564	28,731	28,540	28,680	28,735	30,702	28,735	28,735	28,735	28,716			
(2) 営 業 外 費 用	26,886	24,911	25,133	23,225	22,100	22,357	19,631	18,857	17,635	17,564	18,377	18,790	17,688	18,419	17,604	20,368	21,550	25,599	27,516	25,406	26,029	22,154	23,679	21,274	21,257			
ア 支 払 利 息	17,567	16,538	15,396	14,746	13,816	12,620	11,725	10,844	10,024	10,408	10,763	9,589	8,474	10,173	12,232	11,165	14,967	19,017	18,377	17,835	16,894	15,999	14,797	13,969	12,827			
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																												
イ そ の 他	9,319	8,374	9,737	8,480	8,284	9,737	7,907	8,013	7,611	7,156	7,614	9,201	9,214	8,246	5,372	9,203	6,582	6,582	9,140	7,571	9,135	6,155	8,883	7,305	8,430			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	81,519	80,066	79,844	82,545	84,091	80,654	80,210	80,993	82,174	69,134	66,355	80,292	81,531	74,829	75,910	76,769	58,710	54,851	70,889	72,944	70,354	73,422	71,897	74,302	74,338			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	89,571	94,906	82,563	131,806	103,905	77,654	108,032	111,509	118,492	238,428	240,067	84,438	82,470	379,845	415,823	46,762	477,350	502,098	47,714	71,238	80,904	107,549	80,427	114,816	83,839		
	(1) 地 方 費 平 準 化 債 償 還 金	14,422	19,422	5,548	55,547	28,792	1,845	31,928	36,050	43,135	160,730	159,935	9,024	3,678	289,324	329,137	11,180	449,852	453,102	6,513	17,200	633	30,000		38,400	5,168		
	(2) 他 会 計 補 助 金																											
	(3) 他 会 計 借 入 金																											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																											
	(6) 工 事 負 担 金																											
	(7) そ の 他	75,149	75,484	77,015	76,259	75,113	75,809	76,104	75,459	75,357	77,698	80,132	75,414	78,792	90,521	86,686	35,582	27,498	48,996	41,201	54,038	80,271	77,549	80,427	76,416	78,671		
	2 資 本 的 支 出 (G)	135,765	138,026	125,458	176,408	149,092	122,374	155,177	160,394	165,868	285,496	285,188	123,042	124,798	414,655	445,939	84,539	502,025	523,001	77,326	111,027	119,234	149,036	120,316	156,633	124,642		
	(1) 建 設 改 良 費	14,422	19,422	5,548	55,547	28,792	1,845	31,928	36,050	43,135	160,730	159,935	9,024	3,678	289,324	329,137	11,180	449,852	453,102	6,513	17,200	633	30,000		38,400	5,168		
イ ち 職 員 給 与 費																												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	121,343	118,604	119,910	120,861	120,300	120,529	123,249	124,344	122,733	124,766	125,253	114,018	121,120	125,331	116,802	73,359	52,172	69,899	70,813	93,827	118,601	119,036	120,316	118,233	119,474			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																												
(5) そ の 他																												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 46,194	△ 43,120	△ 42,895	△ 44,602	△ 45,187	△ 44,720	△ 47,145	△ 48,885	△ 47,376	△ 47,068	△ 45,121	△ 38,604	△ 42,328	△ 34,810	△ 30,116	△ 37,777	△ 24,674	△ 20,903	△ 29,612	△ 39,789	△ 38,330	△ 41,487	△ 39,889	△ 41,817	△ 40,803			
収 支 再 差 引 (E)-(I) (J)	35,325	36,946	36,949	37,943	38,904	35,933	33,065	32,108	34,799	22,066	21,233	41,688	39,204	40,018	45,794	38,993	34,035	33,948	41,276	33,155	32,024	31,934	32,008	32,485	33,534			
積 立 金 (K)	35,270	36,891	36,894	37,888	38,849	35,879	33,010	32,053	34,744	22,012	21,179	41,633	39,149	39,964	45,739	38,938	33,981	33,893	41,222	33,100	31,969	31,880	31,953	32,431	33,480			
前年度からの繰越金 (L)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
前年度繰上充用金 (M)																												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	56	55	56			
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)																												
実 質 収 支 黒 字 (P)	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	56	55	56			
(N)-(O) 赤 字 (Q)																												
赤 字 比 率 ( (Q)/(B)-(C) × 100 )																												
収 益 的 収 支 比 率 ( (A)/(D)+(H) × 100 )	78	78	77	78	79	77	75	75	76	67	66	79	76	70	74	103	106	88	100	86	72	73	72	74	73			
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)																												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	137,226	131,832	131,832	131,832	131,832	131,832	126,438	126,438	126,438	113,131	113,131	125,821	125,821	116,729	116,729	125,821	107,110	107,110	125,205	125,205	125,205	122,431	122,431	122,431	122,431			
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)																												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)																												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)																												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)																												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																												
地 方 債 残 高 (X)	1,589,458	1,490,275	1,375,913	1,310,599	1,219,091	1,100,407	1,009,086	920,793	841,195	877,159	911,841	806,846	689,405	853,398	1,065,732	1,003,554	1,401,234	1,784,436	1,720,136	1,643,509	1,525,541	1,436,505	1,316,189	1,236,356	1,122,050			
○他会計繰入金 (単位:千円)																												
年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度												



# 長崎市駐車場事業特別会計 財政シミュレーション(H20:2008年度～R50:2068年度)

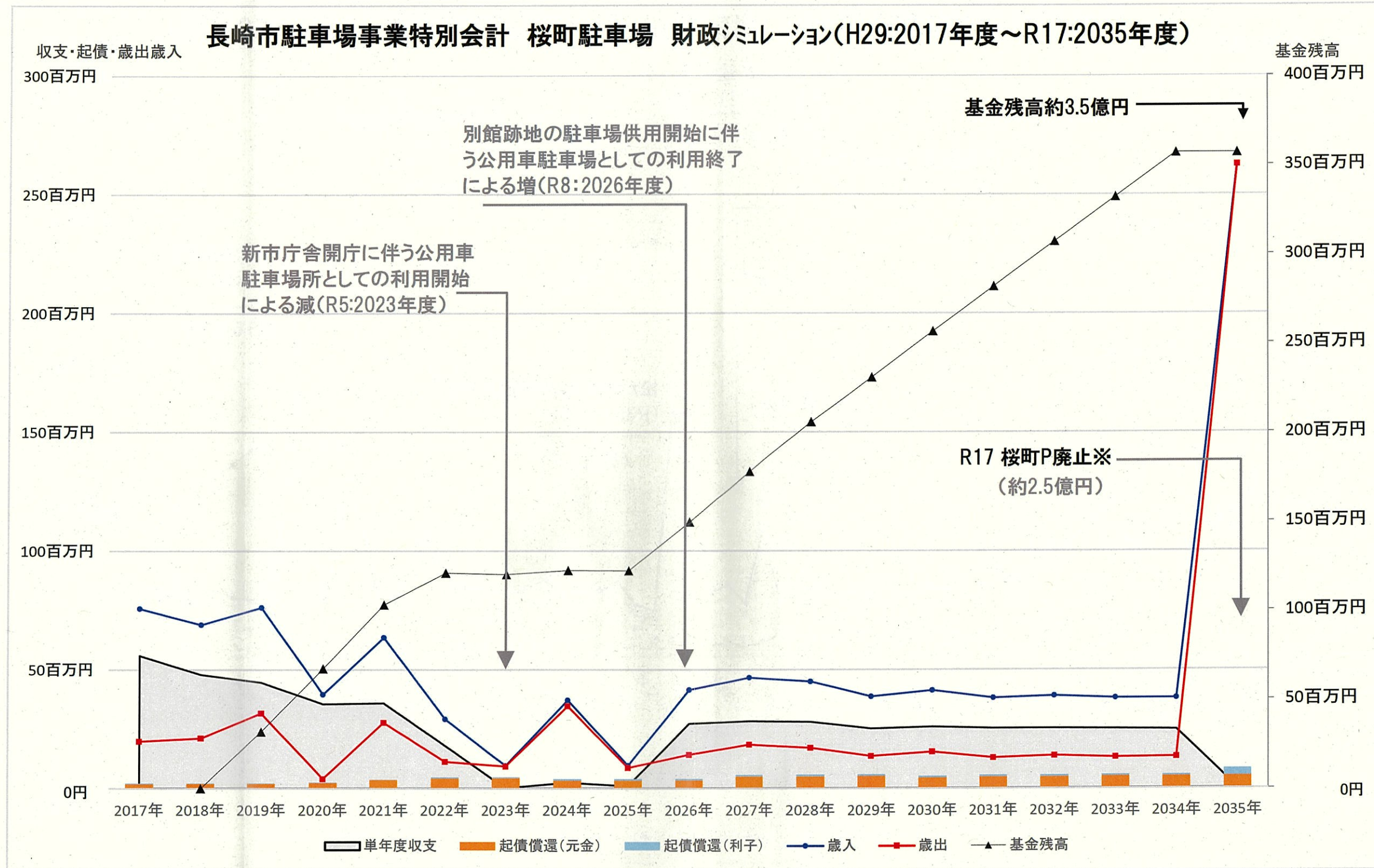


※1: 現市庁舎跡地の活用計画などを踏まえ、桜町駐車場のあり方を検証

※2: 市民会館の動向などを踏まえ、市民会館地下駐車場のあり方を検証

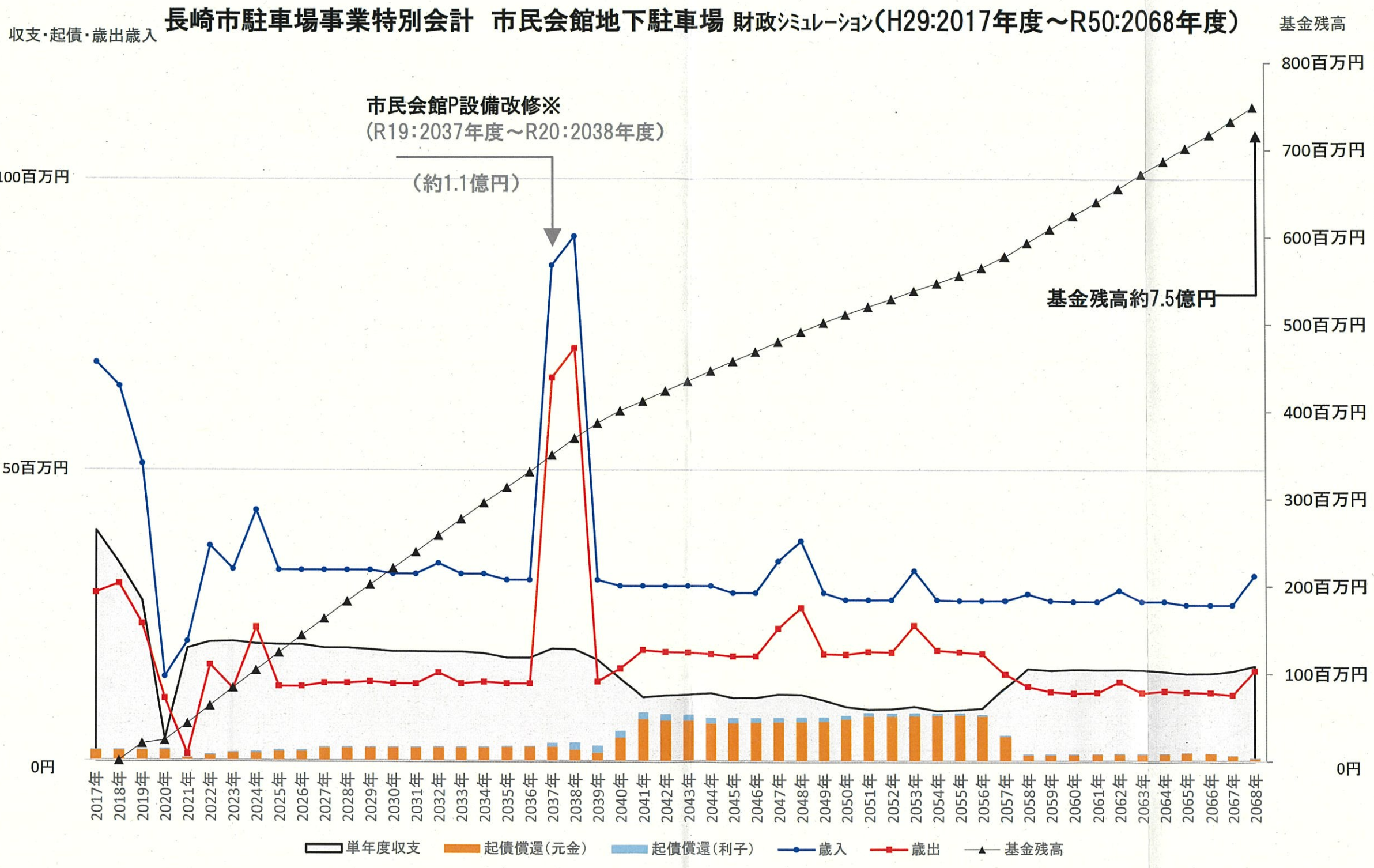
※3: 松が枝地区における港湾整備計画などの動向を踏まえ、松が枝町第2駐車場のあり方を検証





※現市庁舎跡地の活用計画などを踏まえ、あり方を検証

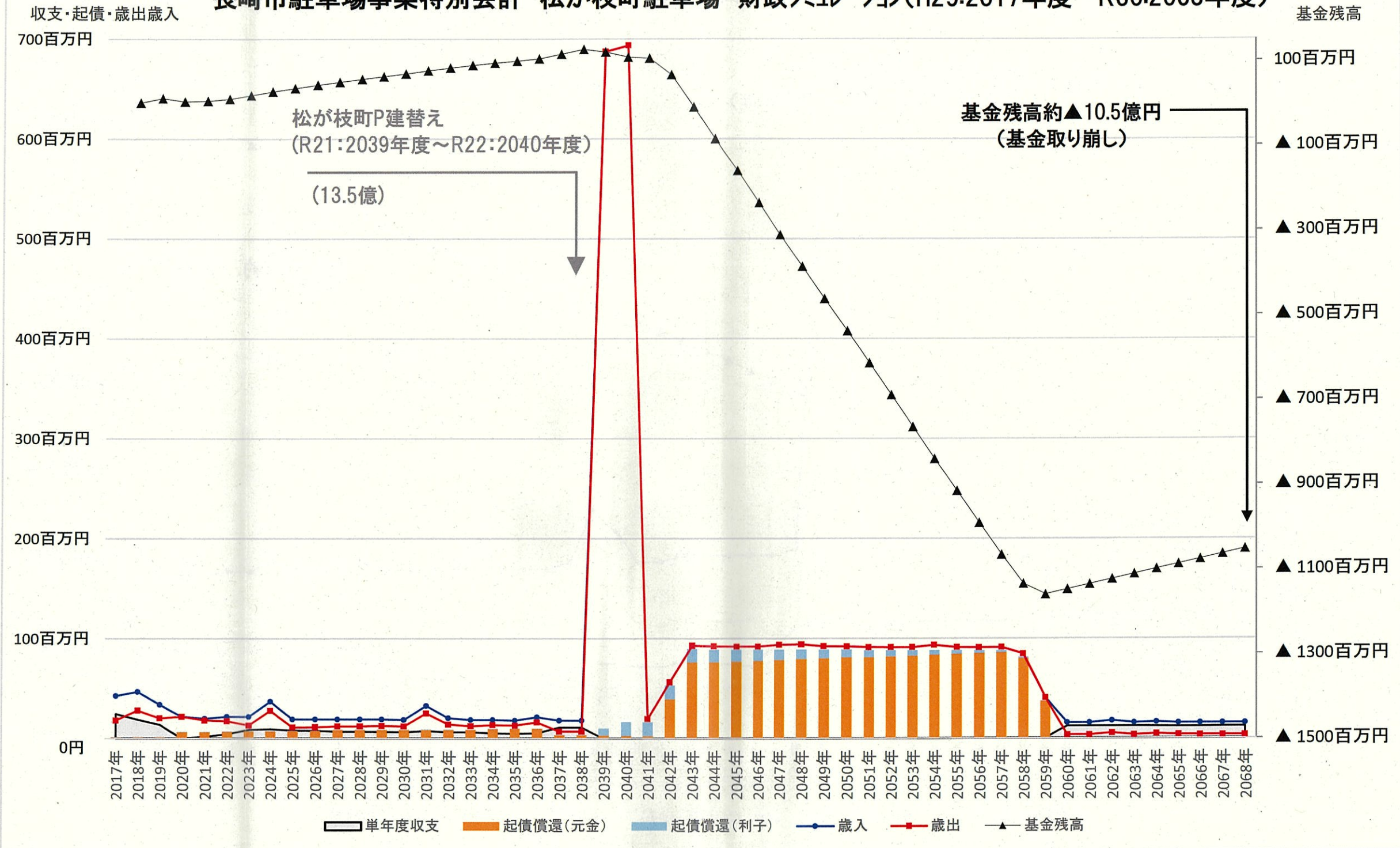




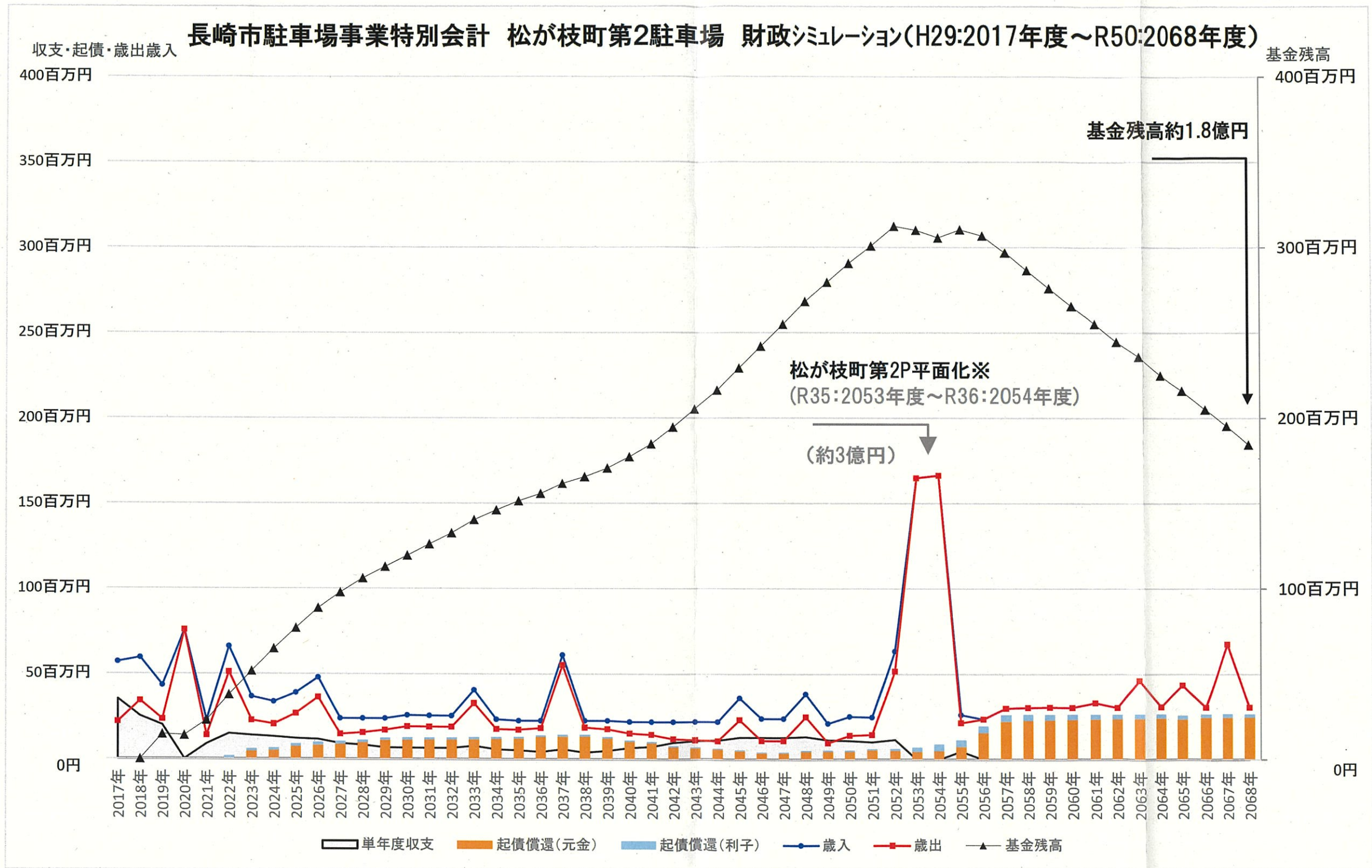
※市民会館の動向などを踏まえ、市民会館地下駐車場のあり方を検証



# 長崎市駐車場事業特別会計 松が枝町駐車場 財政シミュレーション(H29:2017年度～R50:2068年度)



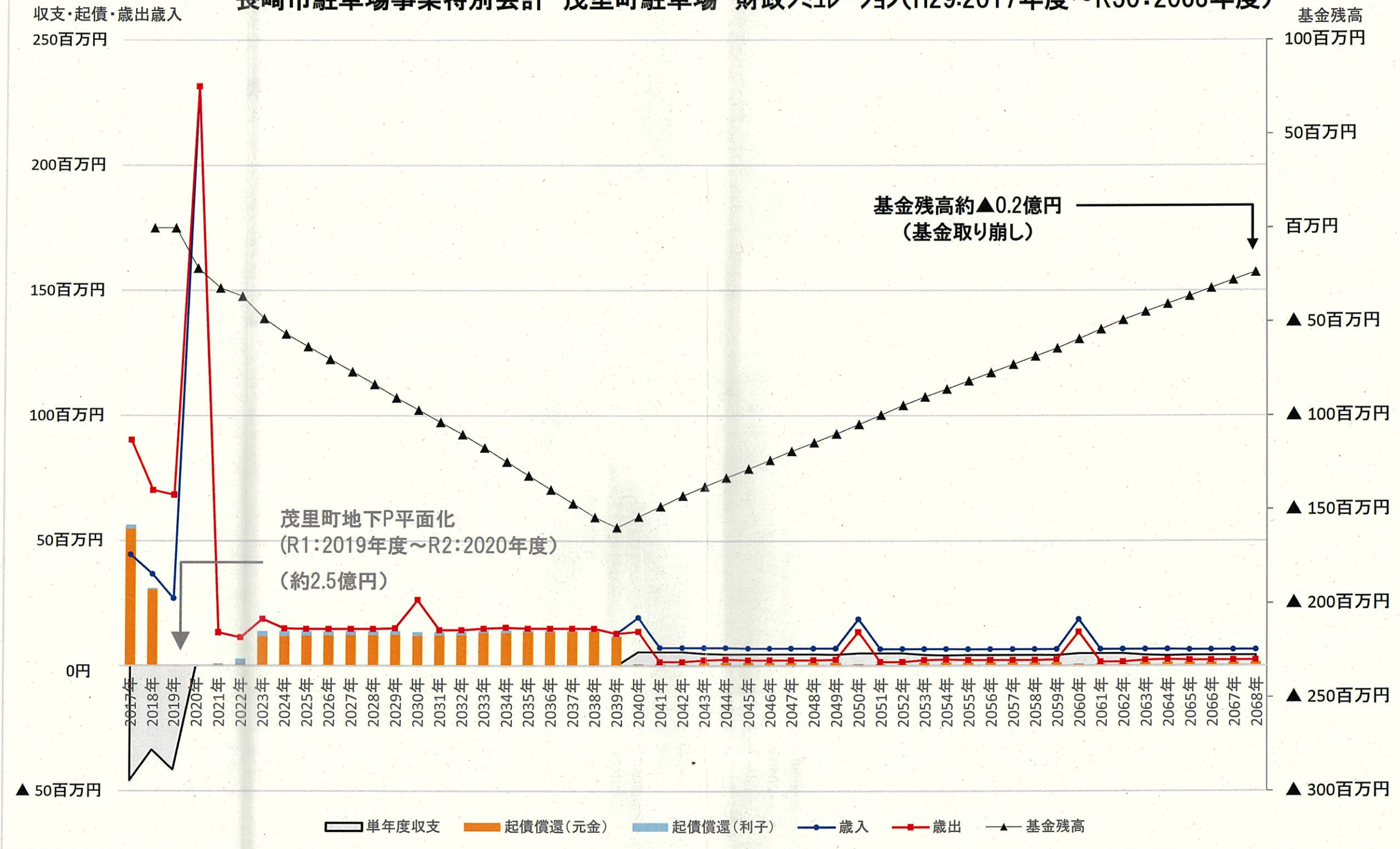




※松が枝地区における港湾整備計画などの動向を踏まえ、松が枝町第2駐車場のあり方を検証

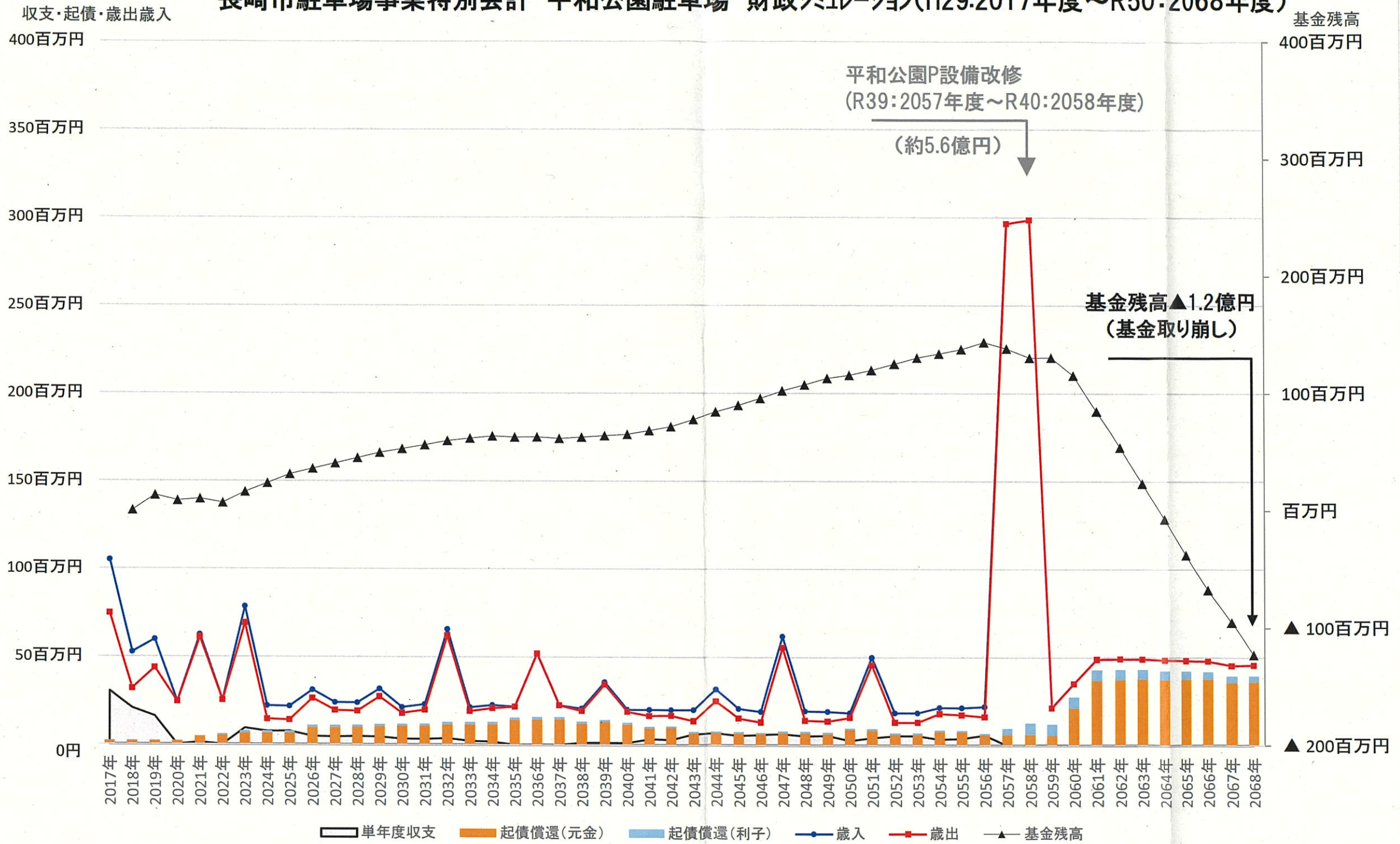


# 長崎市駐車場事業特別会計 茂里町駐車場 財政シミュレーション(H29:2017年度～R50:2068年度)



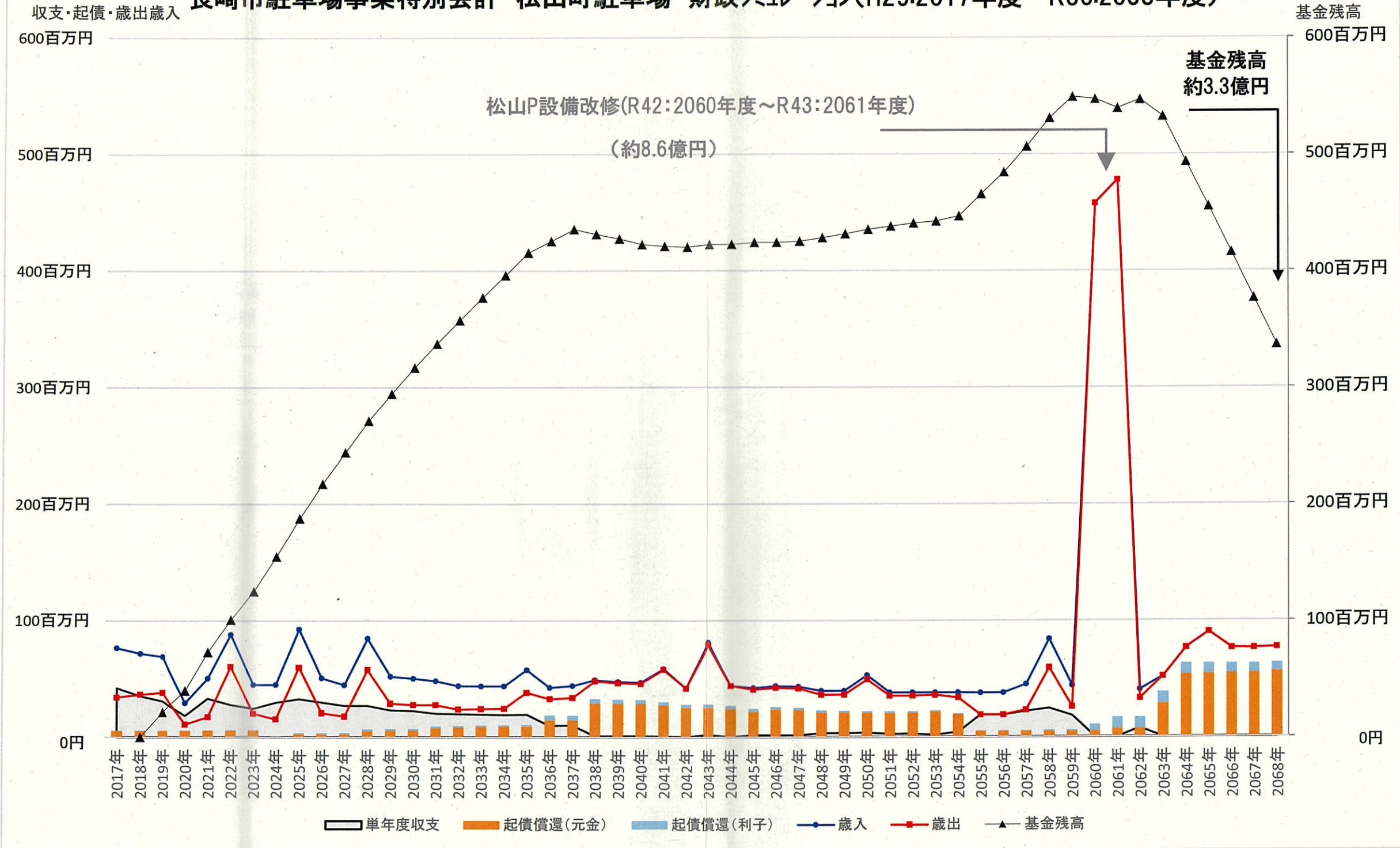


# 長崎市駐車場事業特別会計 平和公園駐車場 財政シミュレーション(H29:2017年度～R50:2068年度)





# 長崎市駐車場事業特別会計 松山町駐車場 財政シミュレーション(H29:2017年度～R50:2068年度)





# 長崎市駐車場事業特別会計 長崎駅西口自動車整理場 財政シミュレーション (R1:2019年度～R50:2068年度)

